第557回 広島地方最低賃金審議会 資料目次

資料No.1	第56期 広島地方最低賃金審議会委員名簿	P. 1
資料No.2	令和6年8月30日 県最賃官報公示	P. 2
資料No.3	特定(産業別)最低賃金専門部会における審議状況及び結果	P. 3
資料No.4	特定最低賃金専門部会委員名簿	
4 -1	広島県製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金	P. 4
4 -2	広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金	P. 5
4 -3	広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	P. 6
4 -4	広島県電子部品･デバイス･電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	P. 7
4 -5	広島県自動車･同附属品製造業最低賃金	P. 8
4 -6	広島県船舶製造･修理業，舶用機関製造業最低賃金	P. 9
4 -7	広島県自動車小売業最低賃金	P. 10
資料No.5	各特定最低賃金専門部会議事要旨	
5 -1	広島県製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金	P. 11
5 -2	広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金	P. 16
5 -3	広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	P. 19
5 -4	広島県電子部品･デバイス･電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	P. 23
5 -5	広島県自動車･同附属品製造業最低賃金	P. 28
5 -6	広島県船舶製造･修理業，舶用機関製造業最低賃金	P. 34
5 -7	広島県自動車小売業最低賃金	P. 38
資料No.6	各特定最低賃金専門部会長報告(写)	
6 -1	広島県製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金	P. 43
6 -2	広島県電子部品･デバイス･電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	P. 45
6 -3	広島県自動車･同附属品製造業最低賃金	P. 47
資料No.7	広島県最低賃金の改正決定について(答申)(写)	P. 49
資料No.8	各種支援策関係資料	
8 -1	令和6年度業務改善助成金のご案内	P. 51
8 -2	最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ	P. 55
8 -3	労務費の適切な転嫁に向けた政府側の取組状況のフォローアップ	P. 59
8 -4	適正な価格転嫁の実現に向けた取組	P. 68
8 -5	年収の壁・支援強化パッケージ	P. 74

資料No.1

第56期 広島地方最低賃金審議会 委員名簿

広　島　労　働　局
令和6年5 月1 日現在

区分	氏　　名	現　　職
公益代表	岡田 行正	広島修道大学 教授
	酒井 朋子	税理士
	中原 良子	弁護士
	三井 正信	安田女子大学 教授
	村上 恵子	県立広島大学 教授
労働者代表	佐﨑 吉宏	日本基幹産業労働組合連合会広島県本部 事務局長
	戸村 伸一郎	自動車総連広島地方協議会 事務局長
	長安 幸司	三菱電機労働組合福山支部 支部執行委員長
	橋本　聡	日本労働組合総連合会広島県連合会 副事務局長
	林 秀彦	JAM山陽広島県連絡会 事務局長
使用者代表	池久保 典也	株式会社 池久保電工社 代表取締役社長
	蔵田 秀和	広島県中小企業団体中央会 専務理事
	巣守 佳之	巣守金属工業 株式会社 代表取締役社長
	中野 博之	広島県経営者協会 専務理事
	長谷川 信男	広島県商工会連合会 専務理事

（50音順・第56期）

愛知労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、愛知県最低賃金（昭和55年愛知労働基準局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和６年８月30日

愛知労働局長　小林　洋子

第４号中「１時間1,027円」を「１時間1,077円」に改める。

附　則

この決定は、令和６年10月１日から効力を生ずる。

三重労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、三重県最低賃金（昭和55年三重労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和６年８月30日

三重労働局長　石田　　聡

第４号中「１時間973円」を「１時間1,023円」に改める。

附　則

この決定は、令和６年10月１日から効力を生ずる。

滋賀労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、滋賀県最低賃金（昭和55年滋賀労働基準局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和６年８月30日

滋賀労働局長　多和田治彦

第４号中「１時間967円」を「１時間1,017円」に改める。

附　則

この決定は、令和６年10月１日から効力を生ずる。

京都労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、京都府最低賃金（平成２年京都労働基準局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和６年８月30日

京都労働局長　角南　　巖

第４号中「１時間1,008円」を「１時間1,058円」に改める。

附　則

この決定は、令和６年10月１日から効力を生ずる。

大阪労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、大阪府最低賃金（昭和56年大阪労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和６年８月30日

大阪労働局長　志村　幸久

第４号中「１時間1,064円」を「１時間1,114円」に改める。

附　則

この決定は、令和６年10月１日から効力を生ずる。

兵庫労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、兵庫県最低賃金（昭和55年兵庫労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和６年８月30日

兵庫労働局長　赤松　俊彦

第４号中「１時間1,001円」を「１時間1,052円」に改める。

附　則

この決定は、令和６年10月１日から効力を生ずる。

奈良労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、奈良県最低賃金（平成７年奈良労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和６年８月30日

奈良労働局長　橋口　　忠

第４号中「１時間936円」を「１時間986円」に改める。

附　則

この決定は、令和６年10月１日から効力を生ずる。

和歌山労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、和歌山県最低賃金（昭和55年和歌山労働基準局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和６年８月30日

和歌山労働局長　松浦　直行

第４号中「１時間929円」を「１時間980円」に改める。

附　則

この決定は、令和６年10月１日から効力を生ずる。

広島労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、広島県最低賃金（昭和55年広島労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和６年８月30日

広島労働局長　小沼　宏治

第４号中「１時間970円」を「１時間1,020円」に改める。

附　則

この決定は、令和６年10月１日から効力を生ずる。

山口労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、山口県最低賃金（昭和55年山口労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和６年８月30日

山口労働局長　友住弘一郎

第４号中「１時間928円」を「１時間979円」に改める。

附　則

この決定は、令和６年10月１日から効力を生ずる。

国家試験

第110回薬剤師国家試験の施行

薬剤師法（昭和35年法律第146号）第12条の規定に基づき、第110回薬剤師国家試験を次のとおり施行する。

令和６年８月30日

厚生労働大臣　武見　敬三

１　試験期日　令和７年２月22日（土曜日）及び同月23日（日曜日）

２　試験地　北海道、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、徳島県及び福岡県

３　試験科目

必須問題試験

物理・化学・生物
衛生
薬理
薬剤
病態・薬物治療
法規・制度・倫理
実務

一般問題試験

薬学理論問題試験

物理・化学・生物
衛生
薬理
薬剤
病態・薬物治療
法規・制度・倫理

薬学実践問題試験

物理・化学・生物
衛生
薬理
薬剤
病態・薬物治療
法規・制度・倫理
実務

４　受験資格　次のいずれかに該当する者

⑴　薬剤師法第15条第１号の規定に基づく受験資格　学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において、薬学の正規の課程（学校教育法第87条第２項に規定するものに限る。）（以下「６年制薬学課程」という。）を修めて卒業した者（令和７年３月19日（水曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

⑵　薬剤師法第15条第２号の規定に基づく受験資格　外国の薬学校を卒業し、又は外国の薬剤師免許を受けた者で、平成24年４月１日以降に、厚生労働大臣が⑴に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定した者

資料№.３

令和６年度特定（産業別）最低賃金専門部会における審議状況及び結果

	特定最賃名 前年度最賃額 引上げ額 引上げ率	開催日	出席委員（人）	引上げ額 最低賃金額 引上げ率
1	**広島県製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業その他の鉄鋼業最低賃金** **1064円** **＋40円** **3.90%**	①　9月27日	7	**＋50円**
		②　10月17日	7	**1,114円**
		③　10月24日	8	**4.70%**
2	**広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金** **1,002円** **33円** **3.40%**	①　10月1日	8	
		②　10月4日	6	
		③　10月29日	8	
3	**広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金** **1,020円** **+36円** **3.70%**	①　10月8日	8	**＋50円**
		②　10月16日	8	**1,070円**
		③　10月28日	8	**4.90%**
4	**広島県電子部品、デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金** **995円** **＋42円** **4.40%**	①　9月30日	8	**＋50円**
		②　10月15日	7	**1,045円**
		③　10月23日	8	**5.03%**
5	**広島県自動車・同附属品製造業最低賃金** **998円** **+34円** **3.50%**	①　9月27日	7	**＋50円**
		②　10月18日	9	**1,048円**
		③　10月21日	9	**5.01%**
6	**広島県船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金** **1,030円** **+31円** **3.10%**	①　9月27日	8	
		②　10月1日	8	
		③　10月22日	9	
		④　11月5日		
7	**広島県自動車小売業最低賃金** **993円** **+35円** **3.70%**	①　10月3日	8	
		②　10月8日	8	
		③　10月10日	8	
		④　11月22日		

資料№4-1

令和６年度

広島地方最低賃金審議会 特定最低賃金専門部会 委員名簿

（広島県製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金）

広　島　労　働　局

令和６年９月18日任命

区分	氏　　名	現　　職
公益代表	**中原（なかはら）　良子（よしこ）**	弁護士
	野北（のきた）　晴子（はるこ）	広島経済大学　教授
	三井（みつい）　正信（まさのぶ）	安田女子大学教授
労働者代表	奥信（おくのぶ）　明繁（はるしげ）	JFEスチール福山労働組合　書記長
	佐﨑（さざき）　吉宏（よしひろ）	日本基幹産業労働組合連合会広島県本部　事務局長
	東（ひがし）　博道（ひろみち）	淀川製鋼所呉労働組合　執行委員長
使用者代表	大津（おおつ）　雅明（まさあき）	大和重工株式会社 常務取締役
	長谷川（はせがわ）　信男（のぶお）	広島県商工会連合会　専務理事
	安田（やすだ）　新一郎（しんいちろう）	JFEスチール株式会社西日本製鉄所 労働人事部福山労働人事室長

［注］　１.太字は 本審委員　　２．各側五十音順

資料No.4-2

令和６年度

広島地方最低賃金審議会 特定最低賃金専門部会 委員名簿

（広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金）

広　島　労　働　局

令和６年９月18日任命

区分	氏　　名	現　　職
公益代表	**岡田（おかだ）　行正（ゆきまさ）**	広島修道大学　教授
	村上（むらかみ）　恵子（けいこ）	県立広島大学　教授
	森（もり）　亮人（あきと）	弁護士
労働者代表	伊丹（いたみ）　英二（えいじ）	ダイクレ労働組合　組合長
	高本（たかもと）　利幸（としゆき）	中国工業労働組合　執行委員長
	林（はやし）　秀彦（ひでひこ）	ＪＡＭ山陽広島県連絡会　事務局長
使用者代表	隈元（くまもと）　泰治（やすはる）	豊国工業株式会社　総務部長
	中野（なかの）　博之（ひろゆき）	広島県経営者協会　専務理事
	濱﨑（はまさき）　正弘（まさひろ）	株式会社ダイクレ　総務部長

［注］　１.太字は 本審委員　　２．各側五十音順

資料No.4-3

令和６年度

広島地方最低賃金審議会 特定最低賃金専門部会 委員名簿

（広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金）

広　島　労　働　局

令和６年９月18日任命

区分	氏　　名	現　　職
公益代表	車元（くるまもと）　晋（しん）	弁護士
	酒井（さかい）　朋子（ともこ）	税理士
	平田（ひらた）　かおり	弁護士
労働者代表	田中（たなか）　修人（なおと）	コベルコ建機労働組合　書記長
	林（はやし）　秀彦（ひでひこ）	ＪＡＭ山陽広島県連絡会　事務局長
	薮本（やぶもと）　敬士（あつし）	北川鉄工所労働組合　中央執行委員長
使用者代表	**蔵田（くらた）　秀和（ひでかず）**	広島県中小企業団体中央会　専務理事
	巣守（すもり）　佳之（よしゆき）	巣守金属工業株式会社　代表取締役社長
	高久（たかく）　裕行（ひろゆき）	株式会社日本製鋼所広島製作所 総務部労務グループマネージャー

［注］　１.太字は 本審委員　　２．各側五十音順

資料No.4-4

令和６年度

広島地方最低賃金審議会 特定最低賃金専門部会 委員名簿

（広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金）

広　島　労　働　局

令和６年９月18日任命

区分	氏　　名	
公益代表	**岡田（おかだ）　行正（ゆきまさ）**	広島修道大学　教授
	中原（なかはら）　良子（よしこ）	弁護士
	平田（ひらた）　かおり	弁護士
労働者代表	角（すみ）　直樹（なおき）	電機連合広島地域協議会　事務局長
	徳本（とくもと）　博志（ひろし）	中国電力労働組合　広島統括本部　副本部長
	長安（ながやす）　幸司（こうじ）	三菱電機労働組合福山支部　支部執行委員長
使用者代表	**池久保（いけくぼ）　典也（のりや）**	株式会社池久保電工社 代表取締役社長
	蔵田（くらた）　秀和（ひでかず）	広島県中小企業団体中央会 専務理事
	長田（ながた）　克司（かつし）	オオアサ電子株式会社　代表取締役社長

［注］　１.太字は 本審委員　　２．各側五十音順

資料No.4-5

令和６年度

広島地方最低賃金審議会 特定最低賃金専門部会 委員名簿

（広島県自動車・同附属品製造業最低賃金）

広　島　労　働　局

令和６年９月18日任命

区分	氏　　名	現　　職
公益代表	**岡田（おかだ）　行正（ゆきまさ）**	広島修道大学　教授
	酒井（さかい）　朋子（ともこ）	税理士
	野北（のきた）　晴子（はるこ）	広島経済大学　教授
労働者代表	**戸村（とむら）　伸一郎（しんいちろう）**	自動車総連広島地方協議会　事務局長
	藤村（ふじむら）　直樹（なおき）	全国マツダ労働組合連合会　副会長
	又野（またの）　信彦（のぶひこ）	マツダ労働組合　労働政策部長
使用者代表	桑原（くわはら）　立人（たつと）	東友会協同組合　専務理事
	高橋（たかはし）　雅通（まさみち）	マツダ株式会社　人事本部人事労政部部長
	長谷川（はせがわ）　信男（のぶお）	広島県商工連合会　専務理事

［注］　１.太字は 本審委員　　２．各側五十音順

資料No.4-6

令和６年度

広島地方最低賃金審議会 特定最低賃金専門部会 委員名簿

（広島県船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金）

広　島　労　働　局

令和６年９月18日任命

区分	氏　　名	現　　職
公益代表	**三井（みつい）　正信（まさのぶ）**	安田女子大学　教授
	村上（むらかみ）　恵子（けいこ）	県立広島大学　教授
	森（もり）　亮人（あきと）	弁護士
労働者代表	阿久根（あくね）　孝（こう）	ジャパンマリンユナイテッド呉労働組合　執行委員長
	佐﨑（さざき）　吉宏（よしひろ）	日本基幹産業労働組合連合会広島県本部　事務局長
	前田（まえだ）　隆司（りゅうじ）	内海造船労働組合　執行委員長
使用者代表	出町（でまち）　哲也（てつや）	株式会社IHI　呉事業所長
	中野（なかの）　博之（ひろゆき）	広島県経営者協会　専務理事
	中本（なかもと）　裕人（ひろと）	神田ドック株式会社　取締役

［注］　１.太字は 本審委員　　２．各側五十音順

資料№4-7

令和６年度

広島地方最低賃金審議会 特定最低賃金専門部会 委員名簿

（ 広 島 県 自 動 車 小 売 業 最 低 賃 金 ）

広 島 労 働 局

令和６年９月18日任命

区分	氏　　名	現　　職
公益代表	車元（くるまもと）　晋（しん）	弁護士
	三井（みつい）　正信（まさのぶ）	安田女子大学　教授
	村上（むらかみ）　恵子（けいこ）	県立広島大学　教授
労働者代表	荒城（あらき）　啓太（けいた）	広島マツダ労働組合　副執行委員長
	内田（うちだ）　将平（しょうへい）	自動車総連広島地方協議会　副議長
	戸村（とむら）　伸一郎（しんいちろう）	全国マツダ労働組合連合会組織室/組織政治室　部長
使用者代表	**池久保（いけくぼ）　典也（のりや）**	株式会社池久保電工社 代表取締役社長
	沖田（おきだ）　賢吾（けんご）	株式会社ヒロマツホールディング 関連・新規事業担当取締役
	巣守（すもり）　佳之（よしゆき）	巣守金属工業株式会社 代表取締役社長

［注］　１.太字は 本審委員　　２．各側五十音順

資料№5-1

広島地方最低賃金審議会
第１回　広島県製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業
その他の鉄鋼業最低賃金専門部会
議事要旨

開催日時	令和６年９月 27 日（金）14 時 54 分～15 時 55 分		
開始場所	広島合同庁舎３号館１階 15 号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席　２　人 出席　３　人 出席　２　人	定数　３　人 定数　３　人 定数　３　人
主要議題	１　部会長及び部会長代理の選出について ２　広島県製鉄業等最低賃金の改正決定について ３　その他		

議　　事　　要　　旨

１　部会長及び部会長代理の選出について

部会長に三井委員、部会長代理に野北委員が選出された。

２　広島県製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業その他の鉄鋼業最低賃金の改正決定について

部会長から労働者代表委員及び使用者代表委員に対し最低賃金の改正について、意見表明が求められた。

労働者代表委員からは、「社会問題となっている人手不足について、多くの企業で採用力を強化している。労働者代表委員が所属する企業においても、働き甲斐の向上等に取り組み、春闘においては最高額の要求に対し満額回答を勝ち取った。2023 年に連合が学生を対象に行った調査において、高校生が就職活動で重視することとして、達成感、充実感などと並び賃金が注目点として挙げられていた。また、労働に関する言葉でイメージするものの中に、労働組合などと並び最低賃金が挙がっていた。これらのことからも、特定最低賃金については、他県、他産業との優位性を高めていかなければならない。現在の製鉄業の状況は、暑熱環境、三交代制勤務などが就活生から忌避されているのか、人材確保に苦慮している。また、春闘で組織化している労働者は大幅な賃上げとなったが、協力会社や未組織労働者との格差が広がっており、これらを含めて最低賃金の底上げによる賃金の押上げが必要である。」との意見が表明された。

使用者代表委員からは「製鉄業の経済情勢は先行きが難しい。日銀短観は横ばいを示しているが、中小、小規模事業者の景況調査は、原材料の仕入単価の上昇、売上、採算、資金繰りの悪化などから、15 から 30 ポイントの減少を示している。賃上げには価格転嫁が必須であり、関係者の努力により改善はしているものの。改善後で 49%の転嫁率であり、労務費に限れば 30%の転嫁率に留まる。企業は利益が出ない中で従業員への処遇改善を行っている。ぜい弱な経営体質で、地域の雇用をぎりぎり守っているのが現状である。使用者代表委員が所属する企業では生産量が低下し、事業規模を縮小している。国内の経済が低迷し、海外でも中国の景気減退の影響により市場が低迷している。そんな中、収益はなんとか黒字を確保するも下方修正している。高校生の新卒採用は、企業戦略により県内学生は増加しているが、県外は減少している。賃上げより、休日の増加、作業改善、設備投資が重要と考える。」との意見が表明

された。

その後、労働者代表委員から、「昨年の鉄鋼業の最低賃金と広島県の最低賃金との対比率を根拠として、58円引き上げ、1,122円とする。」との金額提示がなされたが、使用者代表委員から本日の金額提示はなされなかった。こうした状況を踏まえ、次回に審議を持ち越すこととなった。

3　その他

今後の審議会の日程調整が行われた。

第2回　広島県製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金専門部会

日　　時　10月17日（木）10時00分～

会　　場　合同庁舎3号館1階15号会議室

主な議題　広島県製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金の改正決定について

広島地方最低賃金審議会
第２回　広島県製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業その他の鉄鋼業最低賃金専門部会
議事要旨

開催日時	令和６年 10 月 17 日（木）９時 53 分～10 時 37 分		
開始場所	広島合同庁舎号３館１階 15 号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席　２　人 出席　２　人 出席　３　人	定数　３　人 定数　３　人 定数　３　人
主要議題	１　広島県製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業その他の鉄鋼業最低賃金の改正決定について ２　その他		

議　　事　　要　　旨

１　広島県製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業その他の鉄鋼業最低賃金の改正決定について

事務局から、前回の専門部会の審議経過と現時点での他府県の結審状況及び県内他業種の結審状況について説明を行ったのち、部会長は前回労働者代表委員からの金額提示に対し改めての金額提示の意向確認を行い、使用者代表委員からは金額提示がなされていなかったことから、使用者代表委員に金額提示を求めた。

労働者代表委員は、「基幹労連の 299 人以下の事業場の賃上げ率のうち、定昇分を除いたものが 5.30％であるので、これに当業種の最低賃金 1,064 円を乗じたプラス 56 円を提示したい。」との金額提示があった。

使用者代表委員は、「中小企業は利益が出ないという状況がある。一方で、利益が出ないから賃金を上げなくていいかというと、今はそういう時代ではない。未組織労働者においても、一定程度の賃上げは経営者の責務だと考えざるを得ない。引上げ額の根拠は、今年度の春闘の賃金引上げ妥結状況から、連合広島の 300 人未満規模の企業の引上率が 4.53％であり、経団連の中小企業 500 人未満が 3.92％となっている。これらの平均を取ると 4.225％となり、それに当業種の最低賃金 1,064 円を乗じると 44.95 となるため、プラス 45 円を提示したい。」との金額提示があった。

その後、公益代表委員が労使各側代表委員と個別に協議を重ねたが、双方の意見の隔たりが大きく、結審は難しい状況であることから、次回に審議を持ち越すこととなった。

２　その他

今後の審議会の日程調整が行われた。

第３回　広島県製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金専門部会

日　　時　10 月 24 日（木）９時 00 分～

会　　場　合同庁舎３号館１階 15 号会議室

主な議題　広島県製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金の改正決定について

広島地方最低賃金審議会
第３回　広島県製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業
その他の鉄鋼業最低賃金専門部会
議事要旨

開催日時	令和６年 10 月 24 日（木）８時 50 分～10 時 21 分		
開始場所	広島合同庁舎号３館１階 15 号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席　３　人 出席　２　人 出席　３　人	定数　３　人 定数　３　人 定数　３　人
主要議題	１　広島県製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業その他の鉄鋼業最低賃金の改正決定について ２　その他		

議　　事　　要　　旨

１　広島県製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業その他の鉄鋼業最低賃金の改正決定について

事務局から、前回の専門部会の審議経過と現時点での他府県の結審状況及び県内他業種の結審状況について説明を行ったのち、部会長は労働者代表委員及び使用者代表委員それぞれに対して金額提示を求めた。

労働者代表委員は、「広島県最低賃金の引上率 5.15％を現在の鉄鋼業最低賃金額 1,064 円に乗じた 55 円を提示したい。」との金額提示があった。

使用者代表委員は、「前回の提示は、小規模事業者のレベルの上限とは思うが、今回３回目ということもあり、連合広島春闘の 300 人未満規模事業者の引上率 4.53％に、鉄鋼業最低賃金額 1,064 円を乗じた 48 円を提示する。」との金額提示があった。

その後、公益代表委員が労使各側代表委員と個別に協議を重ねたものの、合意に至らなかったことから、公益代表委員より、現行の特定最低賃金額 1,064 円を 50 円引き上げて、1,114 円とする公益案が提示され、採決の結果、労働者代表委員全員反対で公益案どおり結審となった。

採決の結果を受けて労働者代表委員より「労働者代表としてこれまでも審議では全会一致に重きを置いてきた。一方で、近隣県の春闘引上げ率は広島より低く、今回の春闘では広島がより成果を出している。さらに、製鉄業をとりまく環境はどこも変わらない中で、近隣県ではそれなりの金額を結審している。そういった中で広島がそれらの結審額より低いことは、労働者代表の立場として賛成できないこと、また、近年の審議の結果、近隣県との金額差が詰まってきていた。今回 52 円以下で賛成をすれば、広島の金額が下回ってしまうこともあり、最終的に公益案に対して反対したが、労働者代表の立場を理解していただきたい。」との発言があった。

10 月 30 日に開催予定の第 557 回広島地方最低賃金審議会にて部会長報告を行うことが了承された。

２　その他

今後の審議会の開催予定。

第 557 回広島地方最低賃金審議会

日　　時　10 月 30 日（水）14 時～

会　　場　合同庁舎２号館６階７号会議室

（異議申出があった場合）

第 558 回広島地方最低賃金審議会

日　時　11 月 15 日（金）午前 10 時～

資料№5-2

広島地方最低賃金審議会
第１回　広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金専門部会
議事要旨

開催日時	令和６年10月１日(火)　13時55分～14時44分		
開始場所	広島合同庁舎３号館１階15号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席　３　人 出席　３　人 出席　２　人	定数　３　人 定数　３　人 定数　３　人
主要議題	１　部会長及び部会長代理の選出について ２　広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金の改正決定について ３　その他		

議　　事　　要　　旨

１　部会長及び部会長代理の選出について

部会長に村上委員、部会長代理に岡田委員が選出された。

２　広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金の改正決定について

部会長から労働者代表委員及び使用者代表委員に対し最低賃金の改正について、意見表明が求められた。

労働者代表委員からは、「産業の魅力を高め、優秀な人材を確保してくためには、労働の価値を高める必要がある。我々の産業は職場が暑く、怪我と隣り合わせであることから、賃金面での考慮が必要である。労働者不足は全国的、全産業的な問題であるが、労働者代表委員が所属する企業では全部門とも人員不足となっている。学生は安定志向から大手企業志望が増加しているものの、明るい材料がないわけではなく、中小企業を希望する学生が４割を超えるというデータもある。一方、新卒者の離職増加も問題となっており、賃金の低さを理由に離職した新卒者は２割を超えている。現在、デジタル化、機械化が進んでいるが、それを扱うのは人であり、人材確保、定着を担う要素として、特定最賃における他産業との優位性の確保は重要である。」との意見表明がなされた。

使用者代表委員からは「物価上昇、人材確保のため、多少の賃上げの必要性は理解しているが、経営体質の脆弱な中小、零細企業では、まだコロナ禍で受けたダメージが癒えていない。原材料費の高騰もあり、依然ギリギリのところで企業経営を行っており、賃金を上げる状況にならず雇用を守るのが精一杯である。原材料高騰にかかる価格転嫁は、ある程度顧客から耳を傾けてもらえるようになってきている所もあるが、中小、零細企業では中々難しい状況が続いている。人材確保という意味では、賃上げが必要であるがそれは企業経営が耐えうるレベルとなる。」との意見表明がなされた。

その後、労働者代表委員から、「労働協約上最も低い賃金額1,060円と現在の最低賃金の差額58円を引上げ額とする。」との金額提示がなされた。

使用者代表委員からは、金額提示はされなかった。

３　その他

今後の審議会の日程調整が行われた。

第２回　広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金専門部会

日　　時　10 月４日（金）午前 10 時 00 分～

会　　場　合同庁舎４号館２階 11 号会議室

主な議題　広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金の改正決定について

広島地方最低賃金審議会
第２回　広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金専門部会
議事要旨

開催日時	令和６年 10 月４日（金）　9 時 51 分～11 時 18 分		
開始場所	広島合同庁舎４号館２階 11 号会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席　２　人	定数　３　人
	労働者を代表する委員	出席　２　人	定数　３　人
	使用者を代表する委員	出席　２　人	定数　３　人
主要議題	１　広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金の改正決定について ２　その他		

議　　事　　要　　旨

１　広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金の改正決定について

事務局から前回の専門部会の審議経過と現時点での他府県における同種の特定最低賃金の結審状況について報告を行ったのち、部会長は労働者代表委員及び使用者代表委員それぞれに対して引上げ額の提示を求めた。

労働者代表委員は、「前回の専門部会で提示した金額である引上げ額 58 円を提示する。」と金額提示があった。

使用者代表委員は、「昨年の引上げ額と同額の引上げ額 33 円を提示する。」と金額提示があった。

その後、公益代表委員が労使各側代表委員と個別に協議を重ねたが、双方金額の変更はなく、いまだ意見の隔たりが大きいことから結審は難しい状況であると判断され、審議を次回に持ち越すこととなった。

部会長から、「次回までに、各側で、歩み寄りの金額を検討するよう」求められた。

２　その他

今後の専門部会の日程調整が行われた。

第３回　広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金専門部会

日　　時　10 月 29（火）10 時 00 分～

会　　場　合同庁舎２号館６階７号会議室

主な議題　広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金の改正決定について

資料№5-3

広島地方最低賃金審議会
第１回　広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会
議事要旨

開催日時	令和６年 10 月８日（火）　９時 56 分～10 時 42 分		
開始場所	広島合同庁舎３号館１階 15 号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席　２　人 出席　３　人 出席　３　人	定数　３　人 定数　３　人 定数　３　人
主要議題	１　部会長及び部会長代理の選出について ２　広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について ３　その他		

議　　事　　要　　旨

１　部会長及び部会長代理の選出について

部会長に酒井委員、部会長代理に車元委員が選出された。

２　広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（以下「機械器具製造業最低賃金」という。）の改正決定について

部会長から労働者代表委員および使用者代表委員に対し、機械器具製造業最低賃金の改正について、意見表明が求められた。

労働者代表委員からは、「取り巻く環境は、エネルギー価格、材料等の高騰により、企業規模の濃淡はあるものの収益が厳しい状況にある。従業員は仕事量のみならず、人員不足、仕事の高度化に伴い労働負荷が増している。活力発揮とエンゲージメント向上のため、生活の安定、安心の確保は重要である。産業を担う優秀な人材を確保していくためには、賃金水準を向上させて労働力を確保し、広島県の産業の発展と持続可能な地域社会の構築を図り、企業の生産性を向上させて労働の価値を高める必要がある。春闘の状況は連合の集計で、全体で定昇込み 6.04%の賃上げであった。規模間格差が開いたものの、賃上げの流れを最低賃金の引上げに繋げて全体の賃金の底上げを図っていきたい。

職場の作業環境は、各社で安全対策は講じられているものの、未だに重大な災害が発生する職場はたくさんあり、屋外や溶接を行う職場では熱中症対策を行っているが恵まれた環境とはいえない。職場では設備導入や自動化、ＤＸを推進しているが、最終的には人の手を頼る作業が多く、個人の仕事量増加や高度化が進んでいる。そのため数年で退職される方も多く、魅力ある産業にしていかないと人材確保は一層厳しくなると危惧している。労働者代表委員としては、人材確保の重要な方策は賃金と考える。職場から「春闘で賃金改善がなかったら生活できていなかった。」という声も多く聞こえた。継続した賃金水準の向上は働く者のモチベーションの維持向上に繋がる。

工作機械需要は年初に底を打ったものの、依然として低調に推移している。内需は自動車、半導体関連は回復の兆しが見られるが、ほぼ横ばいである。外需は中国経済の低迷があるが、北米など航空機やエネルギー関連を中心に堅調に推移している。物価高による生計費の増加は労働者の生活を直撃し、非正規や未組織労働者は一定の賃金引上げがなければ立ち行かない懸念がある。技術レベルの向上に対応する人材の確保や産業の知名度を上げることも重要である。労働の質にふさわし

い賃金水準を確保することで産業の魅力が高まり、人材が確保される。また、労使の社会的使命として非正規労働者や未組織労働者の処遇改善を図る必要もあることから、特定最低賃金の引上げをお願いしたい。」との意見表明があった。

使用者代表委員からは、「本日配付された資料を基に検討したい。」との意見表明があった。

その後、労働者代表委員から、「当業種における労働協約上最も低い賃金額1,091円と現在の最低賃金との差額71円を引上げ額として提示する。」と金額提示がなされた。

使用者代表委員から金額提示はなかった。

次回に審議を持ち越すこととなった。

3　その他

今後の審議会の日程調整が行われた。

第２回　広島県機械器具製造業最低賃金専門部会

日　時　10月16日（水）午後13時00分～会　場　合同庁舎３号館１階15号会議室

主な議題　広島県機械器具製造業最低賃金の改正決定について

広島地方最低賃金審議会
第２回　広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会
議事要旨

開催日時	令和６年 10 月 16 日（水）12 時 58 分～14 時 21 分		
開始場所	広島合同庁舎３号館１階 15 号会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席　３　人	定数　３　人
	労働者を代表する委員	出席　２　人	定数　３　人
	使用者を代表する委員	出席　３　人	定数　３　人
主要議題	１　広島県機械器具製造業最低賃金の改正決定について ２　その他		

議　　事　　要　　旨

１　広島県機械器具製造業最低賃金の改正決定について

事務局から、前回の専門部会の審議経過と、現時点での他府県の結審状況について説明を行ったのち、部会長はまず前回金額提示を行わなかった使用者代表委員に最低賃金の改正について金額提示を求めた。

使用者代表委員は、「今年度４月、９月期の倒産件数が 5,000 件超え、あるいは 5,000 件に迫るといった信用調査会社のデータがあり、特に、物価高倒産は過去最多である。雇用を守るあるいは賃上げの必要性、重要性は充分に認識しているが、エネルギー、原材料の高止まりといったコストに対して適切な価格転嫁が進んでいない現状がある。使用者代表委員が所属する全国中小企業団体中央会が毎年実施している「中小企業労働事情実態調査」において、価格転嫁を実現した事業所の割合は 49.9%であり、昨年から 0.4%しか増加していない。さらに転嫁できた事業所のうち 78.1%は 30%未満の転嫁という状況があり、適切な価格転嫁が実現しないと中小・小規模事業者が賃上げ原資を充分に確保することが難しい。引上げ額の検討には、支払能力という点で大手企業ではなく中小・零細企業に目線を向けるべきと考える。一方で、消費者物価指数は充分加味すべきと思うが、首を絞めるような賃上げは難しい。他県の結審状況も検討したい。

賃上げの必要性は理解しているが、現在の賃上げは人材獲得競争で優位に立つための防衛的側面が強い。本来は、生産性向上に伴って利益を増やし、その原資を持って上げるのが理想であるが、価格転嫁が進まず、受注状況も横ばいで、急激な引上げは悪い側面の方が大きいと思われることから、慎重に検討したい。」との意見表明を行った、

金額提示について「提示額は、連合広島の賃上げにおける 300 人未満の企業の引上率 4.53%を根拠に計算し、現在の最低賃金額 1,020 円にこれを乗じて 46 円、1,066 円を提示する。」と金額提示があった。

その後、公益代表委員は、労働者代表委員及び使用者代表者委員と個別協議を行ったところ、労働者代表委員から「地域別最低賃金との優位性を担保したいことから 58 円を提示したい。」との金額提示があった。しかし、まだ双方の意見の隔たりが大きく、結審は難しい状況であることから、審議を次回に持ち越すこととなった。

２　その他

今後の審議会の日程調整が行われた。

第３回　広島県機械器具製造業最低賃金専門部会

日　時　10 月 28 日（月）午後 14 時 00 分～

会　場　合同庁舎２号館６階７号会議室

主な議題　広島県機械器具製造業最低賃金の改正決定について

資料№5-4

広島地方最低賃金審議会
第１回　広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和６年９月 30 日（月）　16 時 00 分～17 時 00 分		
開始場所	広島合同庁舎２号館６階７号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席　３　人 出席　２　人 出席　３　人	定数　３　人 定数　３　人 定数　３　人
主要議題	１　部会長及び部会長代理の選出について ２　広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について ３　その他		

議　　事　　要　　旨

１　部会長及び部会長代理の選出について

部会長に岡田委員、部会長代理に中原委員が選出された。

２　広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 最低賃金の改正決定について

部会長から労働者代表委員及び使用者代表委員に対し、電子部品等製造業最低賃金の改正について、意見表明が求められた。

労働者代表委員からは、「当産業は大手から中小まで裾野の広い構造にあり、他の産業と比較して賃金格差も大きい。そのため、本特定最賃は従事する労働者のセーフティーネットとなっている。またここ数年は、広島県の他産業に比べて引上額が優位にあり、他産業との格差是正に繋がっている。当産業を取り巻く環境は、ビッグデータの活用域の拡大、人工知能の急速な発展により新たな価値が創出されている。しかし、広島県における電機産業のポジショニングは未だ他産業より低く、他産業、他地域への人材流出が懸念されるため、優秀な人材確保の観点からも、最低賃金引上げの取組が必要であり、広島県の他業種よりも優位に結審したい。日銀の景況感において、電気機械は高水準の評価をされている。また、電気機械の鉱工業生産は、ここ数年指数が 100 を下回ることなく、広島県の他産業よりウエイトが高い。今後、広島県における電気機械産業の魅力を高めていかないと先が見えなくなる。」との意見が表明された。

使用者代表委員からは、「労働者側及び各県の状況を知りたい。労働者側の意見で引用されたデータは現場の実際の状況とは真反対であり、あまりにも乖離している。実際は、仕事がまさに潮が引くように全て海外に流れており、使用者側委員が所属する会社においても１工場を閉鎖した。物価、人件費が高く競争ができない。データはあくまで一部景気のよい企業の平均値が出ている。実際は非常に厳しい。」との意見が表明された。

その後、労働者側から「連合広島の春闘における全体の引上げ率 6.04％を現在の最低賃金額 995 円に乗じて 1,055 円、60 円の引上げを提示する。」との金額提示がなされた。

使用者側から金額提示はされなかった。

次回に審議を持ち越すこととなった。

3　その他

今後の審議会の日程調整が行われた。

第２回　広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

日時　10 月 15 日（火）午前 10 時 00 分～　　会場　合同庁舎３号館１階 15 号会議室

主な議題　広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について

広島地方最低賃金審議会
第２回　広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和６年 10 月 15 日（火） ９時 53 分～11 時 10 分		
開始場所	広島合同庁舎３号館１階 15 号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席　２　人 出席　２　人 出席　３　人	定数　３　人 定数　３　人 定数　３　人
主要議題	１　広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について ２　その他		

議　　事　　要　　旨

１　広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について

部会長欠席により部会長代理が審議を進行した。事務局から前回の専門部会の審議経過と、現時点での他府県の結審状況について説明を行った。部会長代理は、前回労働者代表委員からは金額提示があったものの、使用者代表委員からは金額提示がなされていないことから、使用者代表委員に金額提示を求めた。

使用者代表委員は、「政府の賃上げ政策と現場には乖離がある。価格転嫁は現場ではほとんど出来ておらず、大手企業は金額を海外単価で提示してくる。こういう現場がある中、中小、零細企業は最低賃金で給与を決めている所がほとんどであり、非常に苦しい。引上げ額は中小、小規模事業者に目線を置いて検討する姿勢で臨むこととし、賃上げ実態の数値の中で、これまでの経過等を踏まえて、連合広島の 300 人未満の賃上げ率 4.53％で計算した 45 円アップの 1,040 円を提示したい。」との金額提示があった。

その後、公益代表委員が労使各側代表委員と個別に協議を重ねた結果、労働者代表委員より「本年度の広島県最低賃金の引上げ額 50 円に１割上乗せし、55 円の金額で歩み寄りたい。」との金額提示があった。

双方の意見に隔たりが大きく、結審は難しい状況であることから、審議を次回に持ち越すこととなった。

２　その他

今後の審議会の日程調整が行われた。

第３回　広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

日　　時　10 月 23 日（水）10 時～

会　　場　合同庁舎２号館６階７号会議室

主な議題　広島県最電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について

広島地方最低賃金審議会
第３回　広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会
議事要旨

開催日時	令和６年 10 月 23 日（水）９時 42 分～11 時 20 分		
開始場所	広島合同庁舎２号館６階７会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席　３　人 出席　２　人 出席　３　人	定数　３　人 定数　３　人 定数　３　人
主要議題	１　広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について ２　その他		

議　　事　　要　　旨

１　広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について

事務局から、前回の専門部会の審議経過と現時点での他府県の結審状況及び県内他産業の結審状況について説明を行った。

その後、部会長は前回専門部会での労働者代表委員の提示額 55 円と使用者代表委員の提示額 45 円を踏まえ、再び双方に金額提示を求めた。

労働者代表委員は「全国の結審状況は軒並み昨年の水準を超え、Ｂ、Ｃランク地方では５％を超える引上げが続出するなど、賃上げ効果は波及していると捉えている。モノ作りのプライドにかけて、優位性の維持あるいは超える改善を求める心構えであり、具体的には金属系他産業より優位な結審を望んでいる。持続的に賃上げ気運を高めるスタンスは変わっていないが、近年の電機産業の好調ぶりから、大幅な引上げを求められる立場にあることを踏まえ、使用者側委員には英断を下していただきたい。この場での金額提示は控えるが、歩み寄る考えはある。」との意見が表明された。

使用者代表委員は「前回も申し上げたが、全国中小企業団体中央会の７月１日時点の 300 人以下の事業所の加重平均賃金改定率が 3.74％、経団連 500 人未満の春闘引上げ率が 3.92％といった中で、連合広島 300 人未満の春闘引上げ率 4.53％を根拠に 1,040 円を提示した。我々としては限度一杯の提示という認識である。そうはいっても、歩み寄りがないと審議が進まないので、３円上乗せした 48 円、1,043 円を提示したい。」と金額提示があった。

その後、公益代表委員が労使各代表委員と個別に協議を重ねた結果、現行の特定最低賃金額 995 円を 50 円引き上げて 1,045 円とする公益案が提示され、採決の結果、全会一致での結審となった。

10 月 30 日に開催予定の第 557 回本審で部会長報告を行うことが了承された。

２　その他

今後の審議会の開催予定

第 557 回本審　10 月 30 日（水）午後２時 00 分～

（異議申出があった場合）

第 558 回本審　11 月 15 日（金）午前 10 時 00 分～

資料№5-5

広島地方最低賃金審議会
第１回　広島県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会
議事要旨

開催日時	令和６年９月 27 日（金）　10 時 58 分～12 時７分		
開始場所	広島合同庁舎３号館１階 15 号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席　３　人 出席　２　人 出席　２　人	定数　３　人 定数　３　人 定数　３　人
主要議題	１　部会長及び部会長代理の選出について ２　広島県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について ３　その他		

議　　事　　要　　旨

１　部会長及び部会長代理の選出について

部会長に岡田委員、部会長代理に酒井委員が選出された。

２　広島県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について

部会長から労働者代表委員及び使用者代表委員に対し最低賃金の改正について、意見表明が求められた。

労働者代表委員からは、「スタンスとしては、労使で決定した労働条件を労働組合のない労働者に波及させ、広島県内における自動車産業の魅力向上に繋げるために、特定最賃の向上を図りたいと考えている。自動車産業の課題は人材不足であるが、高齢者、女性、外国人に活躍いただくためにも、また人材不足を補うためのデジタルトランスフォーメーションへの対応にかかる人材確保のためにも、業界の魅力向上と地域別最賃に対する優位性の確保が必要である。賃金が全てとは言わないが、新卒者が最初に見るのが賃金と休日というデータもあるので、地賃引上げの 50 円以上の引上げに注力したい。物価については政府目標を上回る上昇が進んでいるが、実質賃金は７月で２か月連続のプラスとなり、今後もプラスが続くか注視したい。賃金引上げの鍵となる適正取引、価格転嫁の実現については、一次サプライヤーでは労務費も含めて転嫁が進んでいる状況が確認できたが、二次、三次では不明。労働組合として、上部団体が関係する省庁に環境整備要請を行っている。外国人労働者については、実習生、派遣社員で計 1,500 名弱が働いているが、新たな育成就労制度が始まると 1,000 名が働けなくなる可能性があることから、関係省庁に環境整備要請を行っている。そうした中、労働者代表委員が所属する企業において、直近２年間で、過去 30 年積み上げた引上げ合計額に匹敵する大卒初任給の引上げが行われ、広島県最賃も 50 円の大幅引上げがあった。広島県を代表する自動車産業の維持発展のために、優秀な人材の確保と定着の観点から特定最低賃金の思い切った引上げが必要である。」との意見表明があった。

使用者代表委員からは、「現在の経済情勢は大企業と中小企業の二極化の状況が鮮明化している。日銀短観では景気のプラス判断が増といったデータが出ているが、大企業を中心とした話であり、中小、小規模事業者は、利益が出ない中、人出不足と賃上げが大変厳しく状況は全く違っている。政府は賃上

げの原資となる補助金のハードルを下げ、迅速に支給することをしてほしい。価格転嫁ができるような体制の構築、年収の壁問題は、抜本的なことをしないと、雇用の７割を担う中小、小規模事業者の事業継続できなくなると思う。最低賃金の決定に当たり、賃金の支払能力については現状を直視して判断することが重要である。一方、人出不足は本当に厳しいので、一定の形での賃金確保を全く否定するわけではない。労働者代表委員からのご意見と誠実に向き合い、全会一致となるよう審議を進めたい。補足として、広島県の自動車製造業最低賃金引上げの目的は、人手不足を補うために魅力ある産業に見えるようにすることで、数字で表して人出が他府県に流れない。県内の他産業に流れないという一つの柱を作ることとしたいと思っている。前提として、サプライチェーンの末端まで価格転嫁ができ全員で利益の享受ができることが必要だが、転嫁のスピードの違い、タイムラグがあり、中々末端まで広がっていないという問題がある。行政が指導を進めており、今が魅力を上げるチャンスでもあるので、最低賃金引上げのためにも関係機関は目を光らせてもらいたい。もう一つ、企業体力の問題、ピラミッドの頂上である海外主体の企業は収益も改善しているが、下方の国内主体の中小企業は生産ボリュームが増えないと利益につながらないが、国内の自動車販売は３年連続で 500 万台を割り込むなどコントロールが非常に難しく、急に利益を上げることは不可能である。こうした状況の中で妥協点を見つけられるよう協議することが必要と感じる。」との意見表明があった。

労使双方とも金額提示されなかったことから、次回に審議を持ち越すこととなった。

３　その他

今後の審議会の日程調整が行われた。

第２回　広島県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会

日　　時　10 月 18 日（金）　10 時 00 分～

会　　場　合同庁舎４号館２階 11 号会議室

主な議題　広島県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について

別冊資料No.1

広島地方最低賃金審議会
第2回　広島県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会
議事要旨

開催日時	令和６年 10 月 18 日（金）９時 54 分～11 時 47 分		
開始場所	広島合同庁舎４号館２階 11 号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席　３　人 出席　３　人 出席　３　人	定数　３　人 定数　３　人 定数　３　人
主要議題	１　広島県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について ２　その他		

議　　事　　要　　旨

１　広島県自動車・同付属品製造業（以下「広島県自動車製造業という」。）最低賃金の改正決定について

事務局から前回の専門部会の審議経過と、現時点での他府県の結審状況について説明を行ったのち、労働者代表委員から「自動車・同付属品製造の課題と労働組合の取り組み」について、資料を用いた説明がなされた。

その後、部会長は労働者代表委員及び使用者代表委員に、最低賃金の改正について金額提示を求めた。

労働者代表委員は、「人材不足が深刻な中、広島県内で選ばれる自動車産業となるため、特定最賃の一番高い金額を目指すのが本意である一方、中小・零細企業の環境整備と継続的な賃上げを実施しつつ、労使が一緒になって課題を解決していくことが必要である。金額提示にあたって優先することは、地賃との格差を反転させ、優位性を担保していくことに強くこだわりたい。これらを踏まえ提示額は、連合広島の春闘賃金引上げ率 6.04％を現行の広島県自動車製造業最低賃金 998 円に乗じ、60 円引上げの 1,058 円を提示したい。もう一つの根拠として、労働組合のない企業から賃上げの相談を受けた際、連合広島の春闘結果の賃金平均及び全国マツダ労連の水準を説明したという観点を踏まえて今回 60 円とした。」との金額提示があった。

使用者代表委員は、「大企業と中小企業の二極化が鮮明化している。小規模事業者の賃上げ原資を確保するために価格転嫁は大きな要素であるが、転嫁率は 49％ということであり進んでいない。また、価格転嫁というのは、コスト増分を載せるだけで、企業にプラスの利益がある訳ではなく、大変厳しい状況である。しかし、未組織労働者への波及も必要であり、一定程度の賃上げは経営者の責務だと考えている。引上げ額の根拠は、今年度の春闘の賃金引上げ妥結状況から、連合広島の 300 人未満規模の企業の引上率が 4.53％であり、経団連の中小企業 500 人未満が 3.92％となっている。これらの平均を取ると 4.225％となり、それに当業種の最低賃金 998 円を乗じてプラス 43 円を提示したい。」との金額提示があった。

その後、使用者代表委員から補足説明として「広島県の自動車産業は、構造上、自動車メーカーにぶら下がっている中小、零細企業の比率が非常に多いというのが他府県とは違うところである。その零細企業が賃上げを行うに当たって、原資をどこから引き出すかについては、メーカーの生産台数が基準となると思われるが、コロナ前は100万台あったものが、今や70万台程度になっており、２次、３次は数をこなさなければ利益が出ないので、賃上げはしたいけど原資がないということを理解していただきたい。」といった発言があった。

労使双方からの金額提示を受けたものの金額差があることから、公益代表委員が労使各側代表委員と個別に協議を重ねたが、双方の意見の隔たりが大きく、結審は難しい状況であることから、次回に審議を持ち越すこととなった。

２　その他

今後の審議会の日程調整が行われた。

第３回　広島県自動車製造業最低賃金専門部会

日　　時　10月21日（月）午後２時00分～

会　　場　合同庁舎２号館６階７号会議室

主な議題　広島県自動車製造業最低賃金の改正決定について

広島地方最低賃金審議会
第３回　広島県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会
議事要旨

開催日時	令和６年 10 月 21 日（月）13 時 54 分～15 時 21 分		
開始場所	広島合同庁舎２号館６階７号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席　３　人 出席　３　人 出席　３　人	定数　３　人 定数　３　人 定数　３　人
主要議題	１　広島県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について ２　その他		

議　　事　　要　　旨

１　広島県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について

事務局から前回の専門部会の審議経過と、現時点での他府県の結審状況及び県内他業種の結審状況について説明を行ったのち、部会長は労働者代表委員及び使用者代表委員に、最低賃金の改正について金額提示を求めた。

労働者代表委員は、「我々が一番こだわりたいのは、縮まり続ける地賃との格差の反転である。第１回の専門部会において、使用者側委員からの『人手不足を補うため、数字で表し、他府県に流れない、県内でも自動車産業から他産業に流れない、魅力ある産業に見えるようにしていく』という言葉に、同様の思いを持っている。中小、零細企業の事情は無視できないので、組織内議員に対して様々な要請をかけていきたい。また、価格転嫁を着実に進めていくため、エンドユーザーである国民に、いいものはそれなりに値段がするということ、それがメイドインジャパンのブランドを守ることになることを浸透させたい。併せて、中小・零細企業が安心して賃上げできる補助策を上部団体、組織内議員を通じて関係省庁に働きかけていきたい。人材不足は広島県に関わらず全体の課題である。中小・零細企業の労働者が、県内他産業あるいは近隣県の自動車部品製造企業の賃金を知る機会があった場合、そちらに行かないようにすることが必要である。来年以降も課題感を共有し、継続的に協議を進めて行くためにも、現状の 998 円を 54 円引上げて 1,052 円を提示したい。」との金額提示があった。

使用者代表委員は、「特定最低賃金自体は、未組織労働者と組織労働者の差を補完するという機能があり、未組織と組織がある中小企業の賃金アップ水準を考えざるを得ない。連合広島の 300 人未満規模の企業の賃金引上げ率 4.53％を基に 45 円を提示したい。」との金額提示があった。

その後、公益代表委員が、労働者代表委員及び使用者代表委員と個別に協議を重ね、現行の特定最低賃金額 998 円を 50 円引き上げて 1,048 円とする公益案を提示し、採決の結果、全会一致で結審となった。

10 月 30 日に開催予定の第 557 回広島地方最低賃金審議会にて部会長報告を行うことが了承された。

２　その他

今後の審議会の開催予定。

第 557 回広島地方最低賃金審議会

日　　時　10 月 30 日（水）14 時～

会　　場　合同庁舎２号館６階７号会議室

（異議申出があった場合）

第 558 回広島地方最低賃金審議会

日　時　11 月 15 日（金）

資料№5-6

広島地方最低賃金審議会
第１回　広島県船舶製造・修理業，舶用機関製造業
最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和６年９月 27 日（金）８時 58 分～９時 54 分		
開始場所	広島合同庁舎３号館１階 15 号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席　３　人 出席　２　人 出席　３　人	定数　３　人 定数　３　人 定数　３　人
主要議題	１　部会長及び部会長代理の選出について ２　広島県船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金の改正決定について ３　その他		

議　　事　　要　　旨

１　部会長及び部会長代理の選出について

部会長に村上委員、部会長代理に三井委員が選出された。

２　広島県船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金（以下「広島県船舶等製造業」という。）の改正決定について

部会長から労働者代表委員及び使用者代表委員に対し最低賃金の改正について、意見表明が求められた。

労働者代表委員からは、「受注環境は良好な状況で推移しているものの、これまでの不況で離職者が増加し、近隣の岡山、香川県と賃金格差が生じる等、処遇が悪化して人手不足に陥っている。外国人労働者も、他国との競合の中、円安の進行もあって日本に魅力を感じていない。過酷な作業環境の改善も必要だが、造船業の維持、発展のためには人材確保が必要である。組織化されている労働者は、年間所得の引上げは確実に行われているが、未組織、非正規労働者との所得格差が広がっている現状を踏まえ、格差改善の観点から船舶業の特定最賃の引上げは喫緊の課題である。」と意見表明された。

使用者代表委員からは「ウクライナ問題以降、原材料高騰による資材不足など業界を取り巻く環境は厳しい。賃金の引上げは必要と考えるがここは最低賃金を決める場であると考える。業界の現状だが、新造船の船価は回復したが、現在作っているのは数年前の受注でメリットはない。受注量も回復しているが、中国、韓国に比べれば後れを取っている。

ここで人件費を上げれば競争力が低下する。また、日本では鋼材費が高騰しているが中国は下がっている。鋼材の単価は採算に反映されるので、船価競争は日本には厳しい状況である。一方、船の修繕は、仕事量が多いものの人材不足の問題でとれない仕事もある。人材確保できるなら賃上げも止む無しと考えているが、経営を圧迫するような引上げは困難である。」との意見表明があった。

その後、労働者代表委員から、「昨年の県最賃と船舶の特定最賃の対比率を維持していくところと、近隣の香川と岡山の特定最賃との差が 11 円開いているというところから、プラス 60 円」の金額提示がなされた。

使用者代表委員からは、金額提示はなされなかった。

次回に審議を持ち越すこととなった。

３　その他

今後の審議会の日程調整が行われた。

資料№5-6

第２回　広島県船舶等製造業最低賃金専門部会

日　　時　10 月１日（火）午後４時 00 分～

会　　場　合同庁舎３号館１階 15 号会議室

主な議題　広島県船舶等製造業最低賃金の改正決定について

広島地方最低賃金審議会
第２回　広島県船舶製造・修理業，舶用機関製造業
最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和６年 10 月１日（火）15 時 52 分～17 時 14 分		
開始場所	広島合同庁舎３号館１階 15 号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席　３　人 出席　２　人 出席　３　人	定数　３　人 定数　３　人 定数　３　人
主要議題	１　広島県船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金の改正決定について ２　その他		

議　　事　　要　　旨

１　広島県船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金（以下「広島県船舶等製造業」という。）の改正決定について

事務局から前回の専門部会の審議経過と、現時点での他府県の結審状況及び県内他業種の結審状況について説明を行ったのち、部会長は労働者代表委員と使用者代表委員に、最低賃金の改正について金額提示を求めた。

労働者代表委員は、「基幹労連の構成組織の中で、299 人以下の組合員の春闘賃上げ率が 5.3%であり、これを根拠に 55 円を２回目の提示額とする。」との金額提示があった。

使用者代表委員は、「中小、零細企業はギリギリのところで事業を行っていて、賃金を上げる余裕はない。しかし、仕事の中身によってはそれほど悪くないという所もあり、物価上昇分も考慮し、20 円のプラスを提示する。」との金額提示があった。

その後、公益代表委員が、労働者代表委員及び使用者代表委員と個別に協議を重ねたものの、労使双方から金額提示に変更はなかった。

労使双方の意見の隔たりが大きく、結審は難しい状況であることから、次回に審議を持ち越すこととなった。

２　その他

今後の審議会の日程調整が行われた。

第３回　広島県船舶等製造業最低賃金専門部会

日　　時　10 月 22 日（火）午前 10 時 00 分～

会　　場　合同庁舎２号館６階７号会議室

主な議題　広島県船舶等製造業最低賃金の改正決定について

広島地方最低賃金審議会
第３回　広島県船舶製造・修理業，舶用機関製造業
最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和６年 10 月 22 日（火）９時 57 分～11 時 53 分		
開始場所	広島合同庁舎２号館６階７号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席　３　人 出席　２　人 出席　３　人	定数　３　人 定数　３　人 定数　３　人
主要議題	１　広島県船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金の改正決定について ２　その他		

議　　事　　要　　旨

１　広島県船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金（以下「広島県船舶等製造業」という。）の改正決定について

事務局から前回の専門部会の審議経過と、現時点での他府県の結審状況及び県内他業種の結審状況について説明を行ったのち、部会長は労働者代表委員と使用者代表委員に、最低賃金の改正について金額提示を求めた。

労働者代表委員は、「他の都道府県及び県内の他業種の結審状況を踏まえ、根拠として今年の広島県の最低賃金の引上げ率が 5.15％であることから、これに 1,030 円を乗じて 53 円を３回目の金額提示とする。」との金額提示があった。

使用者代表委員は、「専門部会資料の最低賃金引上げ試算表の中で、影響率が２桁になるのはいかがなものかという基本的な考えがあったが、前回提示額 20 円では決まらないだろうと思い、影響率に変更がない 25 円を提示する。」との金額提示があった。

その後、公益代表委員が、労働者代表委員及び使用者代表委員と個別に協議を重ねたものの、労使双方から金額提示に変更はなかった。

労使双方の意見の隔たりが大きく、結審は難しい状況であることから、次回に審議を持ち越すこととなった。

２　その他

第４回　広島県船舶等製造業最低賃金専門部会

日時及び会場を調整のうえ開催

主な議題　広島県船舶等製造業最低賃金の改正決定について

資料№5-7

広島地方最低賃金審議会
第１回　広島県自動車小売業
最低賃金専門部会
議事要旨

開催日時	令和６年10月３日（木）　９時54分～10時48分		
開始場所	広島合同庁舎４号館２階11号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席　２　人 出席　３　人 出席　３　人	定数　３　人 定数　３　人 定数　３　人
主要議題	１　部会長及び部会長代理の選出について ２　広島県自動車小売業最低賃金の改正決定について ３　その他		

議　　事　　要　　旨

１　部会長及び部会長代理の選出について

部会長に三井委員、部会長代理に車元委員が選出された。

２　広島県自動車小売業最低賃金の改正決定について

部会長から労働者代表委員及び使用者代表委員に対し最低賃金の改正について、意見表明が求められた。

労働者代表委員からは、「広島県の自動車小売業で特に注視する課題としては、整備職を中心とした人材の確保であり、ディーラー、地域の整備工場で深刻である。自動車整備には交通インフラが整備されていない地域で、住民の移動手段となる自動車の整備という大事な役割が託されており、地域別最賃に対する優位性を確保して、広島県自動車小売業の魅力向上に繋げていくことが求められている。広島県の自動車整備士の人材不足は深刻であり、賃金の低さや労働環境の厳しさからその魅力が失われつつあり、若者は成長産業など他業種へ流出している。そのため自動車整備作業においても、デジタル技術導入による業務の効率化が重要である。昔から整備士は３Ｋと言われているが、現場では離職者が多く、一人当たりの仕事量が増え、整備学校の入学者も減少している。自動車小売業の衰退は、日本の基幹産業である自動車産業の衰退に影響を及ぼす。自動車小売業の特定最低賃金は、他産業に比べて低い水準にあるが、産業の魅力向上や、人材確保のため、他産業より高い水準を設定することが必要だと考える。」との意見が表明された。

使用者代表委員からは、「企業経営における不安材料は、エネルギー、原材料価格の上昇によるコストの増加である。特に中小、零細企業では、価格転嫁も道半ばで厳しい経営を強いられている。一方、日本の賃金水準が上がっていくことは否定しない。何より物価上昇に追いつかないと実質賃金は下がる。賃金の底上げにより、社会全体の購買力が上がり、経済が回ることに繋がると思うが、企業の賃金支払能力の問題があり、生産性の改善がないまま、年に３％や４％の引上げというのは非常に厳しい。強制力の強い最低賃金の引上げは慎重に検討されるべきであり、中小、零細企業や小規模事業者の経営実態に目線を置く必要がある。広島県の自動車小売業対象事業所の中には、メーカー系列のディーラーから町の整備工場まで含まれる。利益率の高い企業は労働分配率を引上げることが可能であるが、中小、

零細企業は既に労働分配率が高く、比例して営業利益率が低いのが実態である。仕事の中身が変わらない状態で急激な賃上げには対応できない。地道な環境整備によって原資を確保することで、持続的な賃上げが可能になると考える。」との意見が表明された。

労使双方から金額提示はなく、次回に審議を持ち越すこととなった。

3　その他

今後の審議会の日程調整が行われた。

第２回　広島県自動車小売業最低賃金専門部会

日　　時　10 月８日（火）14 時 00 分～　会場　合同庁舎３号館１階 15 号会議室

主な議題　広島県自動車小売業最低賃金の改正決定について

広島地方最低賃金審議会
第2回　広島県自動車小売業
最低賃金専門部会
議事要旨

開催日時	令和６年 10 月８日（火）13 時 53 分～15 時 05 分		
開始場所	広島合同庁舎３号館１階 15 号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席　３　人 出席　３　人 出席　２　人	定数　３　人 定数　３　人 定数　３　人
主要議題	１　広島県自動車小売業最低賃金の改正決定について ２　その他		

議　　事　　要　　旨

１　広島県自動車小売業最低賃金の改正決定について

事務局から前回の専門部会の審議経過と、現時点での他府県の結審状況について説明を行ったのち、労働者代表委員から「自動車小売の課題と労働組合の取り組み」について、資料を用いた説明がなされた。

その後、部会長は労働者代表委員及び使用者代表委員に、最低賃金の改正について金額提示を求めた。

労働者代表委員は、「連合広島春闘の賃金引上げ率 6.04％を自動車小売業最低賃金 993 円に乗じて、60 円引上げの 1,053 円を提示したい。もう一つの根拠として、労働組合のない企業から賃上げの相談を受けた際、連合広島の春闘結果の賃金平均及び全国マツダ労連の水準を説明したことからそういった観点を踏まえて今回 60 円とした。」との金額提示があった。

使用者代表委員は、「企業経営における不安材料は、原材料費、燃料費、物流費などのコストの上昇が企業収益を圧迫していることである。また、人手不足や価格転嫁対応などの経営課題を抱えている。こういった中で企業における最優先課題は「事業の存続」である。労働者代表委員の発言は理解するが、経営とのバランスを考えなければならない。賃上げは、状況によるが、年１～３％が計画的、継続的に行うために妥当であろう。一方、消費者物価指数が上がっており、県最賃ではこれらが考慮されたことから、物価については丁寧に見る必要がある。支払い能力については、原資の乏しい、業界の中で一番過酷な状況に置かれている中小、零細企業や小規模事業者に目線を置いて検討されるべきである。賃上げは拒否しないし、努力すべきである。しかし急激に行うと企業経営に大きなインパクトとなる。人手不足は整備士だけでなく、全ての職種で同じ状況。価格転嫁は大手ディーラーですら途中であり、転嫁できているのは約 20％という新聞記事もあった。倒産も増加している。無理に上げて、雇用全体を失うことは本末転倒である。金額提示については、物価上昇、県最賃の引上げ率も加味しなければならないが、認証不正問題の影響が大きいことから、昨

年と同様の3.7%アップのプラス37円、1,030円で提示する。」との金額提示があった。

その後、公益代表委員との協議により使用者代表委員が引上げ額を37円から40円に変更し、労働者代表委員が引上げ額を60円から57円に変更したものの、いまだ双方の意見の隔たりが大きく結審は難しい状況であることから、審議を次回に持ち越すこととなった。

2　その他

今後の審議会の日程調整が行われた。

第３回　広島県自動車小売業最低賃金専門部会

日　　時　10月10日（木）午前９時00分～

会　　場　合同庁舎２号館６階７号会議室

主な議題　広島県自動車小売業最低賃金の改正決定について

広島地方最低賃金審議会
第３回　広島県自動車小売業
最低賃金専門部会
議事要旨

開催日時	令和６年 10 月 10 日（木）８時 56 分～10 時 48 分		
開始場所	広島合同庁舎２号館６階７号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席　２　人 出席　３　人 出席　３　人	定数　３　人 定数　３　人 定数　３　人
主要議題	１　広島県自動車小売業最低賃金の改正決定について ２　その他		

議　　事　　要　　旨

１　広島県自動車小売業最低賃金の改正決定について

事務局から前回の専門部会の審議経過と、現時点での他府県の結審状況及び県内他業種の結審状況について説明を行ったのち、部会長は労働者代表委員及び使用者代表委員に、最低賃金の改正について金額提示を求めた。

労働者代表委員は、「価格転嫁の相手がお客様であり、取引の感触、マインド、風土など大きく変えていかなくてはならない。新たなことにチャレンジできる風土を作っていくためにも、安心して働くことができる環境を整備していくことが必要である。労働力人口減少が一時的に留まる可能性のある 2025 年に向けて、減り続ける 20 から 30 歳までの労働人口の皆さんに自動車小売業を選択していただくためにも、縮まり続ける地賃に対する優位性を反転させることにこだわりをもっている。しかし、前回提示額にこだわることで審議が前に進まないことや、今後も自動車小売業の審議を継続していきたいことから、地賃と同額の 50 円、1,043 円を提示する。」と金額提示があった。

使用者代表委員は、「連合広島の組合員 300 人未満の春闘平均賃上げ率は 4.53％となっている。さらに、中小企業の賃上げ率については、日本商工会議所の発表で 3.62％である。この数字のうち、人手確保のための防衛的賃上げを行っている企業が６割を占めるという調査もある。従業員 30 人未満を対象とする賃金改定状況調査第４表では 2.3％となっている。これらを踏まえて考えると、中小・零細企業に目線を置いて考えるべきである。価格転嫁が進まず賃上げ原資が乏しいことを考えると、前回提示した 40 円、引上げ率 4.03％を再提示する。」との金額提示があった。

その後、公益代表委員が、労働者代表委員及び使用者代表委員と個別に協議を重ねた結果、労働者代表委員側が 47 円、使用者代表委員側が 42 円との意向を示したが、結審は難しい状況であることから、審議を次回に持ち越すこととなった。

２　その他

今後の審議会の開催予定。

第４回　広島県自動車小売業最低賃金専門部会

日時及び会場を調整のうえ開催

主な議題　広島県自動車小売業最低賃金の改正決定について

資料№6-1

（写）

令和６年 10 月 24 日

広島地方最低賃金審議会
会 長　　岡 田 行 正　　殿

広島地方最低賃金審議会
広島県製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、
その他の鉄鋼業最低賃金専門部会
部会長　　三　井　正　信

広島県製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業
最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和６年８月 21 日、広島地方最低賃金審議会において付託された広島県製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

部会長	三　井　正　信
部会長代理	野　北　晴　子
	中　原　良　子

労働者代表委員

奥　信　明　繁
佐　﨑　吉　宏
東　　博　道

使用者代表委員

大　津　雅　明
長谷川　信　男
安　田　新一郎

別 紙

広島県製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金を次のとおり決定すること。

1　適用する地域

広島県の区域

2　適用する使用者

前号の地域内で高炉による製鉄業、製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）、銑鉄鋳物製造業（鋳鉄管，可鍛鋳鉄を除く）、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業、これらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が高炉による製鉄業、製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）、銑鉄鋳物製造業（鋳鉄管，可鍛鋳鉄を除く）、可鍛鋳鉄製造業又はその他の鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3　適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（1）　18 歳未満又は 65 歳以上の者

（2）　雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの

（3）　清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4　前号の労働者に係る最低賃金額

１時間１，１１４円

5　この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6　効力発生の日

令和６年１２月３１日

資料№6-2

（写）

令和６年 10 月 23 日

広島地方最低賃金審議会
会 長　岡　田　行　正　殿

広島地方最低賃金審議会
広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会
部会長　岡　田　行　正

広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和６年８月 21 日、広島地方最低賃金審議会において付託された広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

部会長	岡　田　行　正
部会長代理	中　原　良　子
	平　田　かおり

労働者代表委員

	角　　直　樹
	徳　本　博　志
	長　安　幸　司

使用者代表委員

	池久保　典　也
	蔵　田　秀　和
	長　田　克　司

別 紙

広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり決定すること。

1　適用する地域

広島県の区域

2　適用する使用者

前号の地域内で発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業（医療用計測器製造業を除く。以下同じ。）、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、これらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所、電子部品・デバイス・電子回路製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業又は電子部品・デバイス・電子回路製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3　適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（1）　18 歳未満又は 65 歳以上の者

（2）　雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの

（3）　次に掲げる業務に主として従事する者

イ　清掃又は片付けの業務

ロ　部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う巻線、かえり取り、鋳ばり取り、かしめ、組線、取付け又は小物部品の包装若しくは箱入れの業務

4　前号の労働者に係る最低賃金額

１時間１，０４５円

5　この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6　効力発生の日

令和６年１２月３１日

資料№6-3

（写）

令和６年 10 月 21 日

広島地方最低賃金審議会
会 長　岡 田 行 正　殿

広島地方最低賃金審議会
広島県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会
部会長　岡　田　行　正

広島県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和６年８月 21 日、広島地方最低賃金審議会において付託された広島県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

部会長	岡　田　行　正
部会長代理	酒　井　朋　子
	野　北　晴　子

労働者代表委員

戸 村 伸 一 郎
藤　村　直　樹
又　野　信　彦

使用者代表委員

桑　原　立　人
高　橋　雅　通
長 谷 川 信 男

別 紙

広島県自動車・同附属品製造業最低賃金を次のとおり決定すること。

1　適用する地域

広島県の区域

2　適用する使用者

前号の地域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3　適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（1）　18 歳未満又は 65 歳以上の者

（2）　雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの

（3）　次に掲げる業務に主として従事する者

イ　清掃又は片付けの業務

ロ　卓上において手工具又は小型電動工具を用いて行うばり取り又ははんだ付けの業務

4　前号の労働者に係る最低賃金額

１時間１，０４８円

5　この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6　効力発生の日

令和６年１２月３１日

資料№7

㊨

令和６年８月５日

広 島 労 働 局 長

小沼　宏治　　殿

広島地方最低賃金審議会

会長　岡田　行正

広島県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和６年６月 28 日付け広労発基 0628 第１号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、目安額を参考に、賃金上昇率、消費者物価指数等を基に、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

審議において、賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくないことが再確認された。こうした状況の中、本年度の広島県最低賃金の改正が、県内の中小企業・小規模事業者に与える影響は例年よりも大きく、最低賃金引上げの環境整備を図ることが必要であるとの共通認識の下、次の事項について、積極的に取り組むことを強く要望する。

１　中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備については、業務改善助成金をはじめとする各種支援策について、他省庁、関係行政機関及び各種事業団体が有機的な連携を図り、一層の周知の徹底に努めることを要望する。

２　価格転嫁対策について、他省庁と有機的な連携を図り、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコスト上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。

３　最低賃金引上げにより、短時間労働者がいわゆる「年収の壁」による労働時間の調整を行うこと等による人手不足の発生、年収の伸びが少なくなる等の問題もあることから、「年収の壁」対策としての制度の見直し、賃上げなどに取り組む事業者への支援の施策を要望する。

別紙

広島県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

１　適用する地域

広島県の区域

２　適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

３　適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

４　前号の労働者に係る最低賃金

１時間　1,020 円

５　この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

６　効力発生の日

令和６年 10 月１日

令和６年度業務改善助成金のご案内

資料№8-1

申請期限：令和６年12月27日
（事業完了期限：令和７年１月31日）

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の引き上げ計画 ＋ **設備投資等の計画**（機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など） → 計画の承認と実施 → **業務改善助成金を支給（最大600万円）**

※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

対象事業者・申請の単位

- **中小企業・小規模事業者**であること
- **事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内**であること
- 解雇、賃金引き下げなどの**不交付事由がない**こと

➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）**事業場ごとに申請**いただきます。

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充されます。**

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	• POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 • リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

助成対象経費の具体例について、詳しくは、リーフレット中面（生産性向上のヒント集）をご覧ください。

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

＜例＞
○事業場内最低賃金が898円
　→助成率9/10
○8人の労働者を988円まで引上げ（90円コース）
　→助成上限額450万円
○設備投資などの額は600万円

540万円（＝600万円×9/10）（設備投資費用×助成率） ＞ **450万円**（＝助成上限額）（90円コースの助成上限額）

➡ **450万円**が支給されます。

申請の流れや注意事項は裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの詳細は中面をチェック！

助成上限額・助成率

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	**60万円**
		2～3人	50万円	**90万円**
		4～6人	70万円	**100万円**
		7人以上	100万円	**120万円**
		10人以上※	120万円	**130万円**
45円コース	45円以上	1人	45万円	**80万円**
		2～3人	70万円	**110万円**
		4～6人	100万円	**140万円**
		7人以上	150万円	**160万円**
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	**110万円**
		2～3人	90万円	**160万円**
		4～6人	150万円	**190万円**
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	**170万円**
		2～3人	150万円	**240万円**
		4～6人	270万円	**290万円**
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成率

900円未満	9/10
900円以上950円未満	4/5(9/10)
950円以上	3/4(4/5)

（　）内は生産性要件を満たした事業場の場合

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

物価高騰等要件に該当する事業者は、一定の自動車の導入やパソコン等の新規導入が認められる場合がございます。詳しくはP3の「助成対象経費の特例」をご覧ください。

「引き上げる労働者数」の数え方

▶ 事業場内最低賃金である労働者

▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。

（ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。）

＜例：事業場内最低賃金950円の事業場で30円コースを申請する場合＞

A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**

B：**申請コース以上賃金を引き上げていない**ので、**算入不可**

C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**

D：既に**引上げ後の事業場内最低賃金以上**なので、**算入不可**

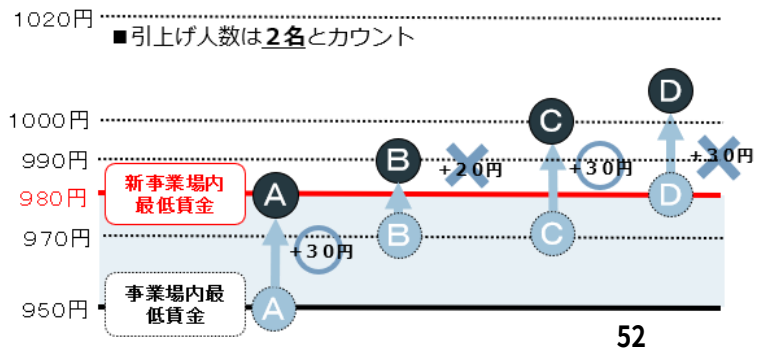

＜事業場内最低賃金とは？＞

事業場で最も低い時間給を指します。（ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。）

事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。

ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

助成対象経費の特例

特例事業者のうち、②物価高騰等要件に該当する場合、通常は、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります）。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者（②のみ）
生産性向上に資する設備投資等	○	○
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・定員７人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○

助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

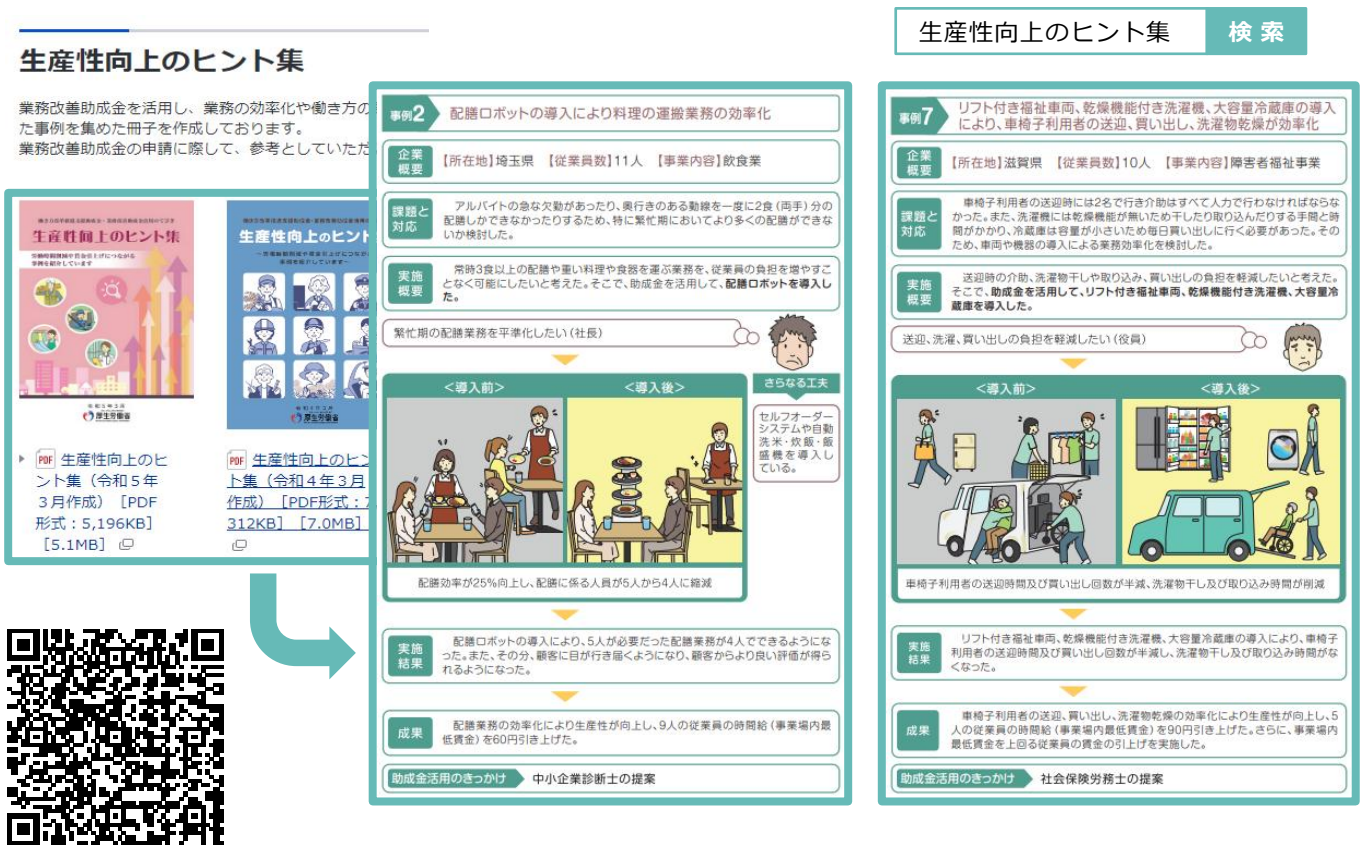

賃金引き上げに当たっての注意点

- 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日まで**に引き上げていただく必要があります。
- 引き上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要がございます。
- 令和６年度より、複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められなくなりましたので、ご注意ください。

（例）10月1日に新しい地域別最低賃金（1,000円→1,050円）が発効される場合

発効日の前日（9月30日）までに事業場内最低賃金の引き上げ（1,005円→1,050円）を完了（※）→ **対象！**

発効日の当日（10月１日）に事業場内最低賃金の引き上げ（1,005円→1,050円）を実施 → **対象外**

※ 併せて、就業規則等に事業場内最低賃金が1,050円である旨、定めていただく必要があります。

助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。
労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。
事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。

交付申請
交付申請書・事業実施計画書等を都道府県労働局に提出

→

交付決定
交付申請書等を審査の上、通知

→

事業の実施
申請内容に沿って事業を実施（賃金の引き上げ、設備の導入、代金の支払）

→

事業実績報告
労働局に事業実績報告書等と助成金支給申請書を提出

→

交付額確定と助成金支払い
事業実績報告書等を審査し、適正と認められれば交付額の確定と助成金の支払いを実施

→

助成金受領
ここで助成金が振り込まれます

注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

（参考）働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索

令和５年度からの主な変更点

- **生産量要件や関連する経費が終了**しました。
- 事業完了期限が、2025（令和７）年１月31日※になりました。
  ※やむを得ない事由がある場合は、理由書の提出により、2025（令和７）年３月31日とできる場合がございます。
- 令和６年度から**同一事業場の申請は年１回**までとなりました。

参考ウェブサイト

- **厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**
  最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。

業務改善助成金 検索

- **最低賃金特設サイト**
  全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

最低賃金特設サイト 検索

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください
電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

交付申請書等の提出先は管轄の**都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）**です

（令和６年８月時点版）

最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ

厚生労働省、中小企業庁では、

資料№8-2

最低賃金引き上げに伴う支援・後押しを強化しています

助成金と補助金を組み合わせてご利用頂くことも可能です

賃金引き上げに向けて、是非ご利用ください

※同一の補助対象（設備等）に対する重複利用は不可

業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給を一定額以上引き上げ、生産性向上等に資する設備投資等を行った場合に、設備投資等にかかった費用の一部が助成されます。

キャリアアップ助成金

賃金規定等を改定し、非正規雇用労働者の基本給を３％以上賃上げする場合に、キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」が利用できます。

※最低賃金の改定に伴う賃金規定等の改定をした場合も対象になります。

IT導入補助金

最低賃金引き上げを受けて、最低賃金引上げ幅以上に賃上げの努力を行う場合、補助金の採択において加点措置が得られます。

詳しくは次のページで

本紙は最低賃金引き上げの影響を受けた事業者様向けに厚生労働省の支援策と経済産業省・中小企業庁の補助事業、賃上げを後押しするその他施策をご紹介するものです。具体的な情報についてはホームページ等でご確認ください。

ひと、くらし、みらいのために 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

経済産業省

中小企業庁

＜業務改善助成金＞

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

事業内最低賃金引き上げの計画 ＋ **設備投資等の計画**（機械設備、コンサルティング、人材育成・教育訓練など） → 計画の承認と実施 → **設備投資等の費用の一部を助成**

対象となる事業者

- 中小企業・小規模事業者であること
- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）**事業場ごとに申請**いただきます。

➡ 別々に申請

助成率

事業場内最低賃金額	助成率
900円未満	**9/10**
900円以上950円未満	**4/5**（9/10）
950円以上	**3/4**（4/5）

※（　）内は生産性要件を満たした事業場

助成対象経費の例

機器・設備の導入	• POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 • リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

※ 一部事業者は対象経費の特例を受けることができる可能性がございます。（詳細は業務改善助成金ウェブサイト参照）

助成上限額

引上げ労働者数	引上げ額			
	30円コース（30円以上）	45円コース（45円以上）	60円コース（60円以上）	90円コース（90円以上）
1人	30万円（60万円）	45万円（80万円）	60万円（110万円）	90万円（170万円）
2～3人	50万円（90万円）	70万円（110万円）	90万円（160万円）	150万円（240万円）
4～6人	70万円（100万円）	100万円（140万円）	150万円（190万円）	270万円（290万円）
7人以上	100万円（120万円）	150万円（160万円）	230万円	450万円
10人以上※	120万円（130万円）	180万円	300万円	600万円

※10人以上の上限区分は特例事業者（詳細は業務改善助成金ウェブサイト参照）のみ対象。
※（　）内の助成上限額は事業場規模30人未満の事業者のみ対象。

活用例

- 地域別最低賃金が935円
- 事業場内最低賃金を940円から1000円にUP
  →事業場内最低賃金が940円なので助成率は**4/5**
- 労働者７人の最低賃金引上げを実施
  →60円コース・７人以上の区分で
  助成上限額は**230万円**

（設備投資費用が300万円の場合…）
300万円×4/5＝240万円
→助成上限額230万円を超えているため、**230万円支給**

申請先 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

問合先 業務改善助成金コールセンター：0120-366-440

＜キャリアアップ助成金＞

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

対象となる方

雇用保険適用事業所ごとに「キャリアアップ計画」を作成し、その計画に基づき、右の❶～❻までのいずれかを実施した事業主。

- ❶正社員化コース
- ❷障害者正社員化コース
- ❸賃金規定等改定コース
- ❹賃金規定等共通化コース
- ❺賞与・退職金制度導入コース
- ❻社会保険適用時処遇改善コース (R5.10～)

支援内容

※賃金規定等改定コースの場合

有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して、右記の額の助成を行います。

3%以上5%未満増額改定した場合	5万円
5%以上増額改定した場合	6万5,000円

- １年度１事業所当たり100人までは、複数回の申請ができます。
- 職務評価を行ったうえで賃金規定等を改定した場合は、助成額の加算が受けられます。
- 中小企業以外の場合、助成額は上記の2/3程度となります。
- 最低賃金の改定に伴い、新最低賃金を下回ることとなる等級についてのみ賃金規定等を増額改定した場合も、助成対象になります。ただし、各都道府県の新最低賃金の公示日以降、発効日の前日までに賃金規定等の増額改定を行う必要があります。

社会保険適用時処遇改善コースの新設

最低賃金の引き上げに伴い、被用者保険の適用になり手取り収入が減らないよう就業調整をする労働者はいらっしゃいませんか？新たに被用者保険を適用するとともに、労働者の収入を増加させる取組を行う事業主に対して助成する仕組みができました。

詳しくはこちら

問合先　都道府県労働局

＜IT導入補助金＞

□事業概要：業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール等の導入を支援します。
□補助上限：最大450万円
□補助率：１／２～４／５
□賃上げ加点：給与支給総額を年率平均1.5%増加させることに加え、「事業場内最低賃金を地域別最低賃金＋50円以上の水準にすること」を更なる加点要素とします。

↓現在の公募要領はこちら

問合先　サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター：0570-666-376

＜賃上げを後押しするその他施策＞

・中小企業省力化投資補助金

□事業概要：構造的な人手不足の解決に向けて、カタログから選ぶ簡易で即効性のある省力化投資を支援します。
□補助上限：最大200～1,000万円（従業員数による）
更に一定の賃上げで、上限額を最大300～1,500万円に引き上げ
□補助率：1/2以下

詳しくはこちら

問合先　中小企業省力化投資補助事業 コールセンター：0570-099-660

・賃上げ促進税制

□概要：事業者が一定率以上の賃上げを実施した場合に、賃上げ額の一部を法人税などから税額控除できる制度です。

【令和６年４月１日以降に開始する事業年度に適用を受けたい場合※】

詳しくは▼

全企業・中堅企業
全雇用者の給与等支給額の増加額の最大35%を税額控除

中小企業
全雇用者の給与等支給額の増加額の最大45%を税額控除

※令和６年３月31日以前に開始された事業年度に適用を受けたい場合は、制度の内容が異なりますので、ご留意ください。

問合先　税制サポートセンター
全企業・中堅企業向け税制：0570-078-117
中小企業向け税制　　：03-6281-9821

＜働き方改革や経営改善に向けた相談先＞

・働き方改革推進支援センター

相談支援　**コンサルティング**　**セミナー開催**

社労士等の労務管理の専門家が
会社の「働き方改革」や賃金引上げを無料で支援します！

◆専門家が来所・電話・メールによる相談を承ります。
◆専門家が会社への訪問、またはオンラインによるコンサルティングを実施します。
◆企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関する、働き方改革セミナーを開催しています。

問合先　各都道府県の働き方改革推進支援センター

・よろず支援拠点

経営革新支援　**経営改善支援**　**ワンストップサービス**

経営上のあらゆるお悩みの相談に対応します！お気軽にご連絡ください。

◆売上拡大のための解決策を提案します。
◆資金繰りや事業再生等に関する経営改善のための経営相談に応じます。
◆地域の支援機関とのネットワークを活用して、経営課題に応じて的確な支援機関等を紹介します。

問合先　各都道府県のよろず支援拠点

（R6.８）

労務費の適切な転嫁に向けた
政府側の取組状況のフォローアップ

令和６年３月１３日
内閣官房 新しい資本主義実現本部事務局

資料№8-3

○ 適切な価格転嫁を、我が国の新たな商習慣として、中小企業間を含めて、サプライチェーン全体で定着させるため、昨年末に決定した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」について、合計1，873の業界団体に対し、指針の徹底と取組状況のフォローアップを要請。

○ 本年1月22日の政労使の意見交換の場で、総理より、「コストに占める労務費の割合が高い」、あるいは、「労務費の転嫁率が低い」といった、特に対応が必要な22業種については、各団体に対し、自主行動計画の策定や、転嫁状況の調査・改善を要請。

○ 本年1月25日、村井内閣官房副長官をヘッドとして、第1回目の「労務費の適切な転嫁のための関係省庁連絡会議」を開催。1,873の業界団体の各所管省庁の全担当部門代表者が出席し、特に対応が必要な22業種を中心に、各所管省庁担当部門代表者から対応状況を報告。各省庁からの報告を踏まえ、村井官房副長官より、以下のように各省庁に指示。

- 指針の徹底と取組状況のフォローアップを行うこと。
- 特に22業種については、①指針を踏まえた自主行動計画の策定や指針の反映、②指針に沿った対応がなされているかの実態調査や、③その結果を踏まえた改善策の検討・実施を行うこと。
- こうした取組を通じて、各業界の価格交渉の現場で指針に沿った行動がとられ、サプライチェーン全体において労務費の転嫁がしっかり行われることを新たな商習慣として我が国に定着させられるよう、各省庁が各業界への指導を徹底すること。

○ 本年1月22日の前回の政労使の意見交換後の22業種の対応状況は、2ページ以下のとおりで、自主行動計画の実施状況の把握あるいは策定・改定等の作業が進んでいるところ。

○ 指針への対応状況をフォローアップするため、3月中に、第2回目の関係省庁連絡会議を開催する。

○ 本年1月22日以降の、22業種の重点業種における所管省庁の対応の進捗状況と今後の対応方針

警備業（警察庁生活安全局）

- 昨年12月の生活安全局長からの申し入れを踏まえ、一般社団法人全国警備業協会において、都道府県警備業協会を通じて、これまでに、のべ7,173社の会員企業等への周知を実施。
- さらに、同協会による発注者・受注者等に向けたリーフレットの作成のための助言等を行い、作成したリーフレットを加盟事業者や関係団体等に配布するとともに、協会ホームページにリーフレットのデータを掲載して業界内での活用を促進。
- 本年4月を目処に、同協会において、加盟事業者を対象とした自主行動計画の進捗状況や指針に沿った対応がなされているかのアンケート調査を実施し、その調査結果や指針の内容等を踏まえ、自主行動計画を改定予定。

地方公務（総務省自治行政局）

- 1月22日に全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議を開催し、指針の遵守について説明を実施。
- 3月中に、地方公共団体の対応状況を把握。その結果を踏まえ、必要に応じて地方公共団体に対して助言を行う。

インターネット付随サービス業（総務省総合通信基盤局、官房総括審議官（情報通信担当））

- 1月から2月にかけて、関係団体ごとに会員企業向けの説明会を実施。さらに、2月29日、総務省主催で、事業者に向けた合同説明会を開催。必要に応じ、更なる周知活動を行う。
- 関係団体の理事会等の場も活用しながら、会員企業に対し、本指針の周知及び本指針に沿った対応を要請。
- 関係団体において本指針の内容を反映した自主行動計画を策定中であり、早期策定を図る。
- 転嫁状況の調査を関係団体に要請するとともに、労務費転嫁について特段の配慮が必要な業界であるとの認識の下、業界固有の課題を踏まえた対策についても、関係団体と連携しながら検討する。

ビルメンテナンス業（厚生労働省健康・生活衛生局）

- 本年１月発送の全国ビルメンテナンス協会からの事務連絡により、のべ2,825の会員事業者に指針の周知を実施。

- １月１７日開催の同協会の「地区本部長会議」（北海道、東北、東京、関東甲信越、中部北陸、近畿、中国、四国及び九州の各地区の本部長で構成）における対面での説明に加え、厚生労働省と同協会との共催により、会員事業者向けオンライン説明会を、新たに４回実施（１月31日、２月２日、２月６日、２月９日）。説明会に参加できなかった事業者向けに、ホームページ上で動画を今月５日から配信。

- また、令和６年度建築保全業務労務単価（各省庁及び都道府県が国の建築物等の保全業務を委託する際の参考単価、国土交通省が毎年通知）の公表に際し、２月２９日に、本指針を踏まえた発注者としての行動を要請する通知を、各省庁及び都道府県契約担当課長宛てに発出。同時に、全国ビルメンテナンス協会に対し、本指針を踏まえた受注者としての行動をとるよう、通知。

- １月２６日に、本指針の内容を盛り込んだ自主行動計画の策定を、全国ビルメンテナンス協会事務局に対し、対面で要請。

- 同協会内に協議の場（ワーキンググループを想定）を設置し、第１回会合を３月中目処で開催予定。
この場において、自主行動計画の策定、会員事業者への実態調査や、調査結果を踏まえた今後の改善策等について検討する。

- また、同協会では、毎年度、会員事業者に対して行う実態調査において、本指針に関する項目を設け、指針に沿った行動がとられているか、とられていない場合はその理由等について調査を行う予定（今年夏から実施予定）。この調査結果については、上記の協議の場にて精査し、今後の改善策を検討する。

輸送用機械器具製造業（経済産業省製造産業局）

- 日本自動車工業会及び日本自動車部品工業会の社長・役員クラスへの説明に加え、業界向け説明会を、新たに３回実施（2月16日、2月19日、2月22日）。各団体から傘下企業に周知を実施し、日本自動車工業会及び日本自動車部品工業会ともに、傘下企業全社（日本自動車工業会：14社、日本自動車部品工業会：418社）に周知済みであることを確認。

- 両団体に対し、本指針の内容の自主行動計画への反映を、６月中目途で実施するよう要請。
今後、各団体と連携の上、自主行動計画の見直しに向けた取組の進捗管理に努めるとともに、本年秋頃に実施予定の自主行動計画のフォローアップ調査を活用して労務費の転嫁状況をフォロー。調査結果を踏まえ、対応を行う。

金属製品製造業（経済産業省製造産業局）

- 業界向け説明会を、新たに3回実施（2月16日、2月19日、2月22日）。今後、本年３月開催予定のアルミニウム協会等の理事会の場を活用した説明も予定。各団体から傘下企業に周知を実施し、自主行動計画を策定している団体の傘下企業全社（のべ667社）に周知済みであることを確認。

- さらに、本指針の内容の自主行動計画への反映を、６月中目途で実施するよう要請。
今後、各団体と連携の上、自主行動計画の見直しに向けた取組の進捗管理に努めるとともに、本年秋頃に実施予定の自主行動計画のフォローアップ調査を活用して労務費の転嫁状況をフォロー。調査結果を踏まえ、対応を行う。

家具・装備品製造業（経済産業省製造産業局）

- 日本オフィス家具協会・日本家具産業振興会等の役員クラスへの説明に加え、業界向け説明会を、新たに3回実施（2月16日、2月19日、2月22日）。各団体から傘下企業に周知を実施。自主行動計画の策定を要請している団体の傘下企業全社（のべ228社）に周知済みであることを確認。

- さらに、本指針の内容を盛り込んだ自主行動計画の新たな策定を、６月中目途で実施するよう要請。
今後、各団体と連携の上、自主行動計画の策定に向けた取組の進捗管理に努めるとともに、本年秋頃に実施予定の自主行動計画のフォローアップ調査を活用して労務費の転嫁状況をフォロー。調査結果を踏まえ、対応を行う。

はん用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、生産用機械器具製造業（経済産業省製造産業局）

- 関係20程度の団体幹部への説明に加え、業界向け説明会を、新たに3回実施（2月16日、2月19日、2月22日）。今後、本年３月開催予定の日本工作機械工業会、日本分析機器工業会等の理事会の場を活用した説明も予定。各団体から傘下企業に周知を実施。自主行動計画を策定している団体の傘下企業全社（のべ1,435社）に周知済みであることを確認。

- さらに、本指針の内容の自主行動計画への反映を、６月中目途で実施するよう要請。
今後、各団体と連携の上、自主行動計画の見直しに向けた取組の進捗管理に努めるとともに、本年秋頃に実施予定の自主行動計画のフォローアップ調査を活用して労務費の転嫁状況をフォロー。調査結果を踏まえ、対応を行う。

印刷・同関連業（経済産業省商務情報政策局）

- 日本印刷産業連合会及びその会員団体（10団体）の社長・役員クラスへの説明に加え、業界向け説明会を、新たに3回実施（2月16日、2月19日、2月22日）。各団体から傘下企業に周知を実施し、所管省庁として、自主行動計画を策定している団体の傘下企業全社（のべ6,371社）に周知済みであることを確認。

- さらに、本指針の内容の自主行動計画への反映を、6月中目途で実施するよう要請。
今後、各団体と連携の上、自主行動計画の見直しに向けた取組の進捗管理に努めるとともに、本年秋頃に実施予定の自主行動計画のフォローアップ調査を活用して労務費の転嫁状況をフォロー。調査結果を踏まえ、対応を行う。

情報サービス業（経済産業省商務情報政策局）

- 情報サービス産業協会の役員クラスへの説明に加え、業界向け説明会を、新たに3回実施（2月16日、2月19日、2月22日）。各団体から傘下企業に周知を実施。自主行動計画を策定している団体の傘下企業全社（のべ504社）に周知済みであることを確認。
- さらに、本指針の指針の内容の自主行動計画への反映を、6月中目途で実施するよう要請。
今後、各団体と連携の上、自主行動計画の見直しに向けた取組の進捗管理に努めるとともに、本年秋頃に実施予定の自主行動計画のフォローアップ調査を活用して労務費の転嫁状況をフォロー。調査結果を踏まえ、対応を行う。

映像・音声・文字情報制作業（経済産業省商務情報政策局、総務省情報流通行政局）

- 日本動画協会、主要映画会社の会長・社長、日本映画制作適正化機構の主要メンバー（映画製作者・制作プロダクション・職能団体等幹部）への説明に加え、業界向け説明会を、新たに3回実施（2月16日、2月19日、2月22日）。各団体から傘下企業に周知を実施。自主行動計画の策定を要請している団体の傘下企業全社（のべ87社）に周知済みであることを確認。

- さらに、本指針の指針の内容を盛り込んだ自主行動計画の新たな策定を、6月中目途で実施するよう要請。
今後、各団体と連携の上、自主行動計画の策定に向けた取組の進捗管理に努めるとともに、本年秋頃に実施予定の自主行動計画のフォローアップ調査を活用して労務費の転嫁状況をフォロー。調査結果を踏まえ、対応を行う。

- 放送分野については、1月以降、総務省情報流通行政局より、業界団体の役員等に対して個別に本指針の説明を行っており、2月までに、日本放送協会、衛星放送協会、日本ケーブルテレビ連盟、日本コミュニティ放送協会に説明済み。月内に日本民間放送連盟、全日本テレビ番組製作社連盟、全国地域映像団体協議会に説明終了予定。

- 2月29日に、総務省主催で合同説明会を実施。各団体の取組状況について、今月中を目途に把握する。

- さらに、本指針の内容の自主行動計画への反映を、6月中目途で実施するよう要請。
今後、各団体と連携の上、自主行動計画の見直しに向けた取組の進捗管理に努めるとともに、現在実施している実態調査や、改定後の自主行動計画のフォローアップ調査を活用して労務費の転嫁状況をフォロー。調査結果を踏まえ、対応を行う。

広告業（経済産業省商務情報政策局）

- 日本広告業協会の役員クラスへの説明に加え、業界向け説明会を、新たに3回実施（2月16日、2月19日、2月22日）。各団体から傘下企業に周知を実施。所管省庁として、自主行動計画を策定している団体の傘下企業全社（のべ１５２社）に周知済みであることを確認。

- さらに、本指針の内容の自主行動計画への反映を、６月中目途で実施するよう要請。
今後、各団体と連携の上、自主行動計画の見直しに向けた取組の進捗管理に努めるとともに、本年秋頃に実施予定の自主行動計画のフォローアップ調査を活用して労務費の転嫁状況をフォロー。調査結果を踏まえ、対応を行う。

総合工事業、不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、技術サービス業（国土交通省不動産・建設経済局）

- 各業種・各業界団体ごとに説明会を実施し、各団体の指針の会員企業への周知状況を以下のとおり集計。

  「総合工事業」：１７団体から会員企業約46,000社に対して周知済み。

  「不動産取引業」：５団体から会員企業約１３７,２００社に対して周知済み。

  「不動産賃貸業・管理業」：４団体から会員企業約8,１００社に対して周知済み。

  「技術サービス業」：５団体から会員企業約3,６００社に対して周知済み。

- １月末に、各業界団体に対し、自主行動計画・パートナーシップ構築宣言について、可能な限り3月末（困難な場合は6月末）を期限として、本指針の内容の反映又は策定を行うことを要請。２月中旬から、この要請に対する対応予定に関するアンケート調査を、３月上旬を締め切りとして実施。

- このアンケート調査の中で、各業界団体に要請した、①連絡窓口の設置など１２の行動指針に沿わないような行為の状況について団体が把握・集計する取組の決定（３月末まで）、②当該窓口を通じて把握された状況に対する団体としての対応の方針の決定（６月末まで）についても、その検討・実施状況を集計する。６月末にも再度、実施状況を集計予定。

道路貨物運送業、倉庫業、運輸に付帯するサービス業、自動車整備業（国土交通省物流・自動車局）

- 各業種・各業界団体ごとに説明会を実施し、各団体の指針の会員企業への周知状況を以下のとおり集計。

「道路貨物運送業」：1団体から会員企業355社及び傘下都道府県トラック協会47団体に対して周知済み。

「倉庫業」：2団体から会員企業約4,200社に対して周知済み。

「運輸に付帯するサービス業」：4団体から会員企業約1,560社に対して周知済み。

「自動車整備業」：6団体から会員企業6,433社、傘下53団体に対して周知済み。

- 各業界団体に対して要請した、本指針を踏まえた自主行動計画の策定・見直しについて、各団体の対応の状況・見込みを以下のとおり確認。

「道路貨物運送業」：

（全日本トラック協会）本年3月の振興基準の改正を踏まえ、今秋までに改訂。

「倉庫業」：

（日本倉庫協会）3月中に策定。

（日本冷蔵倉庫協会）4月中に策定。

「運輸に付帯するサービス業」：

（全国通運連盟）昨年12月20日に自主行動計画を新たに策定。

（国際フレイトフォワーダーズ協会）5月中に策定。

（日本内航運送取扱業海運組合）3月中に策定。

「自動車整備業」：

（日本自動車車体整備協同組合連合会）：本年内目処で策定。

（全国自動車電装品整備商工組合連合会）：本年内目処で策定。

（全国タイヤ商工協同組合連合会）：本年内目処で策定。

（日本自動車整備振興会連合会）：本年内目処で策定。

（全国自動車整備協業協同組合協議会）：本年内目処で策定。

（BSサミット事業協同組合）：本年内目処で策定。

- 加えて、各業界における固有の課題を、これまでの調査や、新たに実施のアンケートを通じて把握。これを踏まえて、業界団体と連携し、以下のように対応する。

「道路貨物運送業」:

- 中小企業庁による価格交渉促進月間のフォローアップ調査により、トラック運送業における価格交渉・転嫁が進んでいない現状が把握され、トラック運送事業者においては、荷主・元請事業者等の発注側企業に対し積極的に交渉を行うことが重要であることが確認された。
- 業界団体として、トラック運送事業者に対し、今後も周知を行っていくとともに、来年度、都道府県トラック協会を通じて、トラック運送事業者における価格交渉をサポートする支援策を検討。より価格交渉や価格転嫁を行いやすい環境整備を進める。

「倉庫業」「運輸に付帯するサービス業」:

- 国土交通省において2月22日までを期限に新たに実施した「実態把握のためのアンケート調査」において、「トラック事業者と価格転嫁交渉は行っているものの、労務費の上昇を理由とした協議が十分に行えていない」「荷主が転嫁を認めないため、トラックからの価格転嫁を進める原資が確保できない」といった課題が改めて確認された。
- こうした課題も踏まえて、倉庫業、運輸に付帯するサービス業の価格転嫁状況の改善のためにも、トラック運送事業者・荷主に対する指針の周知・広報を強化するなど、広く会員事業者に対する指針の周知徹底及び指針に沿った行動の推奨に取り組む。

「自動車整備業」:

- 「事業者の規模によって労務費の積算項目等の考え方が異なる」、「自主行動計画を作成したいがどのようなものを作成すればよいかわからない」といった課題が従来より指摘されていることも踏まえ、国土交通省において、新たに実態把握のためのアンケート調査を3月中に実施する。
- このアンケート調査の結果を踏まえ、今夏までに自主行動計画作成のためのガイドラインを策定予定。
- また、会員企業に対し、①よろず支援拠点等の相談窓口を紹介、②全地方運輸局における経営者向けセミナーの開催、などを実施し、指針の周知に取り組む。

適正な価格転嫁の実現に向けた取組

令和６年３月１３日
公 正 取 引 委 員 会

資料№8-4

適正な価格転嫁の実現に向けた取組

（１）労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和５年１１月）

＜指針の内容＞
✓取組方針を経営トップまで上げて決定
✓発注者側からの定期的な協議の実施
✓価格交渉の際、公表資料を用いること
等

●**周知徹底**（全国８ブロックでの説明会、「地方版政労使会議」の機会の活用等）
●指針の実施状況について**フォローアップのための特別調査を実施**
●**独占禁止法、下請法に基づく厳正な対処**

（２）コスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査（令和５年１２月）

＜調査結果＞
✓発注者8,175社に対し注意喚起文書を送付
✓送付件数の回答者数に占める割合は、令和４年の調査と比較して4.1ポイント減少
✓価格転嫁円滑化の状況については一定程度進展

●**調査結果を踏まえた事業者名の公表**
（令和５年11月に公表した方針※の下で個別調査を実施中）

※相当数の取引先について協議を経ない取引価格の据置き等が確認された場合は、独占禁止法第43条の規定に基づき、その事業者名を公表

（３）買いたたき、減額などに該当する事案に対する厳正かつ積極的な法執行

＜令和５年の下請法執行状況＞
✓8,168件の指導
✓８件※の勧告（下請法違反の認定、事業者名の公表）

※令和６年は既に６件の勧告を実施（令和６年３月13日時点）

勧告・指導件数の推移（単位：件）

（参考）最近の下請法に基づく勧告事案

勧告対象事業者	違反行為類型	概　要
廣川㈱（R5.3.8）	減額	「歩引」の額、「でんさい手数料」の額等を下請代金の額から減じていた。
岡野バルブ製造㈱（R5.3.16）	不当な経済上の利益の提供要請	自社が所有する木型等を用いて製造する部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、木型等を無償で保管させていた。
㈱キャメル珈琲（R5.3.17）	①減額 ②返品 ③不当な経済上の利益の提供要請	①自社の各店舗への配送が不要なオンラインストア販売用の商品について、「センターフィー」として、下請代金の額から減じていた。　②下請事業者から商品を受領した後、納品時の品質検査を行っていないにもかかわらず、瑕疵があることを理由として、当該商品を引き取らせていた。　③②の返品の際に下請事業者に対し、「契約不適合商品処理負担金」を自己のために提供させていた。
工機ホールディングス㈱（R5.3.27）	買いたたき	原材料価格の上昇等を背景として単価引上げを求める下請事業者に製造原価未満の新単価を受け入れさせていた。
㈱ナフコ（R5.3.29）	返品	下請事業者から商品を受領した後、当該商品に係る受入検査を行っていないにもかかわらず、当該商品に瑕疵があることを理由として、当該商品を引き取らせていた。
㈱ノジマ（R5.6.29）	減額	「拡売費」の額、「物流協力金」の額等を下請代金の額から減じていた。
サンケン電気㈱（R5.11.30）	不当な経済上の利益の提供要請	自社が所有する金型を貸与していたところ、当該金型について、一部の下請事業者から長期間発注が無いこと等を理由として廃棄等の希望を伝えられていた、又は自社自身も次回以降の具体的な発注時期を示せない状態になっていたにもかかわらず、引き続き、無償で保管させるとともに金型の現状確認等の棚卸し作業を行わせていた。
㈱伊藤軒（R5.12.22） ほか	①減額 ②返品	①　「春夏協賛」の額、「秋冬協賛」の額等を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。　②下請事業者から商品を受領した後、当該商品に係る品質検査を行っていないにもかかわらず、当該商品に瑕疵があることを理由として、当該商品を引き取らせていた。
㈱メタルテック（R6.1.23）	減額	「屑費」を下請代金の額から減じていた。
王子ネピア㈱（R6.2.15）	不当な給付内容の変更及び不当なやり直し	下請事業者が必要な資材等を確保して納品の意思表示を行っているにもかかわらず、発注の一部を取り消すことにより、下請事業者は、既に手配していた、資材の仕入代金等を負担していた。
ダイオーロジスティクス㈱（R6.2.21）	購入・利用強制の禁止	自社が提供する貨物の運送が、本件下請事業者に委託する貨物の運送と直接関係がないにもかかわらず、自社が提供する貨物の運送の利用を余儀なくさせていた。
サンデン㈱（R6.2.28）	不当な経済上の利益の提供要請	自社が所有する金型等を貸与していたところ、当該金型等を用いて製造する部品又は附属品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、無償で保管させていた。
日産自動車㈱（R6.3.7）	減額	「割戻金」を下請代金の額から減じていた。
コストコホールセールジャパン㈱（R6.3.12）	①減額 ②返品	①「クーポンサポート」又は「オープニングサポート」の額を下請代金の額から差し引き又は支払わせていた。　②下請事業者から商品を受領した後、当該商品に係る品質検査を行っていないにもかかわらず、当該商品に瑕疵があることを理由として、当該商品を引き取らせていた。

（参考）労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針①

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

本指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の１２の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない**旨を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定する**こと、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示す**こと、③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告**し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて１年に１回や半年に１回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設ける**こと。特に**長年価格が据え置かれてきた取引**や、**スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくもの**とし、**受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については**、これを合理的な根拠のあるものとして**尊重する**こと。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行う**ため、直接の取引先である**受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識**して、そのことを受注者からの**要請額の妥当性の判断に反映させる**こと。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつく**こと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしない**こと。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案する**こと。

（参考）労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針②

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の**相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨む**こと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、**次頁の様式**を活用することも考えられる。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、**最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いる**こと。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて１年に１回や半年に１回などの**定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング**、業界の定期的な価格交渉の時期など**受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング**、発注者の業務の繁忙期など**受注者の交渉力が比較的優位なタイミング**などの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに**受注者側からも希望する価格を発注者に提示する**こと。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の**記録を作成し**、発注者と受注者と双方で**保管する**こと。

今後の対応

- 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、今後、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種を中心に、**本指針の周知活動**を実施する。
- 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の１２の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**していく。

  また、受注者が匿名で労務費という理由で価格転嫁の協議のテーブルにつかない事業者等に関する**情報を提供できるフォームを設置**し、第三者に情報提供者が特定されない形で、**各種調査において活用**していく。

（参考）価格転嫁円滑化に関する調査の結果を踏まえた事業者名の公表に係る方針について

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

公正取引委員会では、取引の公正化をより一層推進する観点から、適正な価格転嫁が可能となる取引環境を整備するため、令和４年の「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査」（以下「緊急調査」という。）に続き、令和５年５月から「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」（以下「特別調査」という。）を実施しており、令和５年内を目途に調査結果を取りまとめ、公表する予定である。

また、価格転嫁円滑化に関する調査（特別調査及び令和６年以降に実施する調査を含む。以下同じ。）の結果を踏まえた事業者名の公表については、デュープロセスに配慮する観点から、以下の方針の下進めていくことを明らかにすることとした。

今後、当該方針も踏まえ、適正な価格転嫁の実現に向けた取組を進めていく。また、引き続き、独占禁止法や下請法に違反する事案については、厳正に対処していく。

事業者名の公表に係る方針

価格転嫁円滑化に関する調査において、取引価格が据え置かれており事業活動への影響が大きい取引先として**受注者から多く名前が挙がった発注者**については、**その旨を説明し、事業者名の公表があり得る旨を予告した上で個別調査（注１・２）を実施**し、当該個別調査の結果、**相当数の取引先について協議を経ない取引価格の据置き等（注３）が確認された場合**には、価格転嫁の円滑な推進を強く後押しする観点から、発注者に価格転嫁に向けた積極的な協議を促し、また、受注者にとっての協議を求める機会の拡大につながる有益な情報であること等を踏まえ、**独占禁止法第４３条の規定に基づき、その事業者名を公表する**こととする。

なお、当該事業者名の公表は、独占禁止法に違反すること又はそのおそれを認定するものではない。

（注１）個別調査は、以下のいずれかに該当する者を重点的に対象とする。

① **価格転嫁円滑化に関する調査（令和５年の特別調査においては、令和４年の緊急調査を指す。）において、**取引価格が据え置かれており事業活動への影響が大きい取引先として**受注者から多く名前が挙がった発注者又は注意喚起文書の送付を受けた発注者であって、かつ、今年の価格転嫁円滑化に関する調査の結果、受注者から多く名前が挙がった者**

② **今年の価格転嫁円滑化に関する調査の結果**、取引価格が据え置かれており事業活動への影響が大きい取引先として**受注者から特に多く名前が挙がった者**

（注２）個別調査においては、**独占禁止法第４０条の規定に基づき、出頭を命じ、又は必要な報告、情報若しくは資料の提出を求めることがある。**また、同条の規定による処分に違反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出したときは、同法第９４条の２及び第９５条第１項の規定により、刑に処されることがある。

（注３）協議を経ない取引価格の据置き等（下記の独占禁止法Ｑ＆Ａの１及び２に該当する行為）

◎公正取引委員会ウェブサイト　独占禁止法Ｑ＆Ａ　Ｑ20（抜粋）

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、

1　労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

2　労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

は、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。

受注者からの要請の有無にかかわらず、発注者から積極的に価格転嫁に向けた協議の場を設けていくことが重要

※「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」においても、同様に、上記１及び２の行為が買いたたきに該当するおそれがあると記載している。

厚生労働省からのお知らせ

「年収の壁・支援強化パッケージ」

パート・アルバイトで働く方が「年収の壁」を意識せずに働ける環境づくりを後押しします。

パート・アルバイトで働く方の「年収の壁」に対する意識

年収106万円以上となることで、
厚生年金・健康保険に加入するため、
保険料負担を避け、就業調整してしまう。

年収130万円以上となることで、
国民年金・国民健康保険に加入するため、
保険料負担を避け、就業調整してしまう。

「106万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方の、
厚生年金や健康保険の加入に併せて、
手取り収入を減らさない取組(※)
を実施する企業に対し、
労働者１人当たり最大50万円の支援をします。

(※)・社会保険適用促進手当を支給
（社会保険料の算定対象外）
・賃上げによる基本給の増額
・所定労働時間の延長

「130万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方が、
繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、
収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明
することで、
引き続き被扶養者認定が可能となる仕組みを作ります。

▶ この他に「配偶者手当への対応」もあり、各対応の詳細は裏面をご覧ください。

年収の壁突破・総合相談窓口

0120-030-045
（フリーダイヤル・無料）

受付時間　平日　８:３０～１８:１５
（土日・祝日・年末年始（12/29～1/3）はご利用いただけません。）

年収の壁に関する厚生労働省HP

「106万円の壁」への対応

◆企業への支援【キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」】

詳細はこちら

労働者本人負担分の保険料相当額の手当支給や賃上げなどにより、
壁を意識せず働ける環境づくりを行う企業を後押しするコースの新設。

（１）手当等支給メニュー

要件	１人当たり助成額
① 賃金の**15%以上を追加支給**（社会保険適用促進手当）	**１年目 20万円**
② 賃金の**15%以上を追加支給**（社会保険適用促進手当） ３年目以降、③の取組	**２年目 20万円**
③ 賃金の**18%以上を増額**	**３年目 10万円**

（２）労働時間延長メニュー

週所定労働時間の延長	賃金の増額	１人当たり助成額
４時間以上	**ー**	**30万円**
３時間以上４時間未満	**５％以上**	
２時間以上３時間未満	**10％以上**	
１時間以上２時間未満	**15％以上**	

※　助成額は中小企業の場合。大企業の場合は３／４の額。
※　１年目に（１）の取組による助成（20万円）を受けた後、２年目に（２）の取組による助成（30万円）を受けることが可能。

◆社会保険適用促進手当

事業主が被用者保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。

＜活用イメージ＞　時給が上がり（年収104万→106万円）厚生年金・健康保険に加入した場合

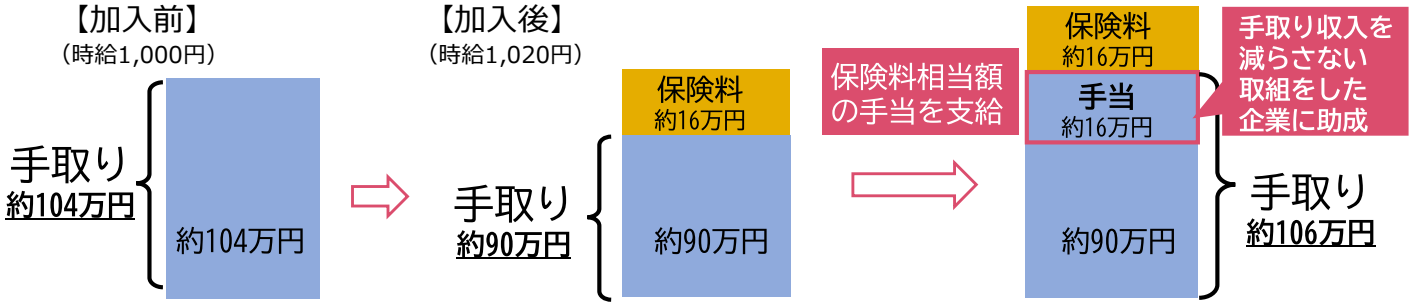

（※）　保険料は、厚生年金、健康保険（協会けんぽ）等の保険料率で計算した場合の労働者本人の負担額。
なお、手取り収入は税金については考慮していない。

「130万円の壁」への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

（例）毎月10万円で働くパートの方が残業により一時的に収入増になった場合

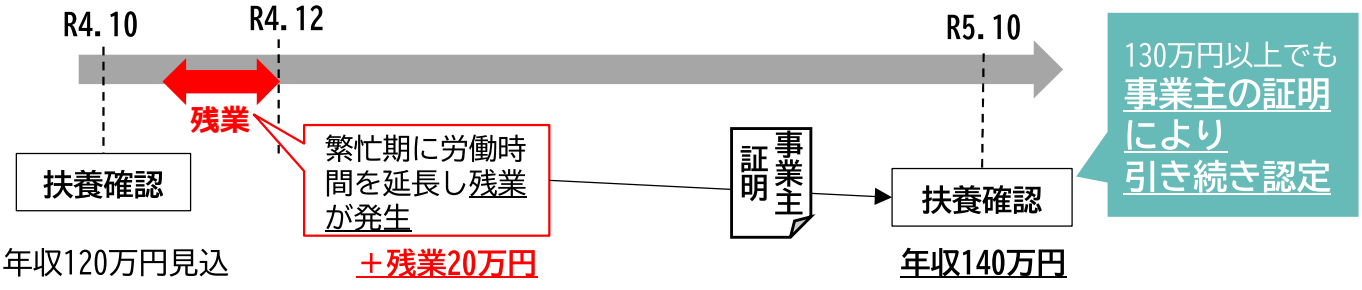

配偶者手当への対応

詳細はこちら

企業の配偶者手当の見直しが進むよう、**見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を作成・公表**しました。